

## 第一百八十九回

## 参議院社会保障と税の一體改革に関する特別委員会会議録第五号

(二四九)

平成二十四年七月二十日(金曜日)

午前九時二分開会

委員の異動  
七月十九日 辞任

辞任

補欠選任

ブルネ・マルティ君

梅村聰君

川合孝典君

鈴木寛君

大島九州男君

岡崎トミ子君

金子洋一君

川合孝典君

川上義博君

又市征治君

大島九州男君

牧山ひろえ君

松林芳正君

蓮筋君

世耕弘成君

高階恵美子君

川合孝典君

上野通子君

横山信一君

竹谷とし子君

福島みづほ君

藤本祐司君

大島九州男君

吉川沙織君

田村智子君

高階恵美子君

上野通子君

坂田一郎君

中川雅治君

中西祐介君

水落敏栄君

宮沢洋一君

若林健太君

横山信一君

姫井由美子君

山谷えり子君

山崎力君

竹谷とし子君

吉川石井

吉川石井

吉川吉川

衆議院議員

発発発発

議議議議

者者者者

鶴下白石

長妻柚木

昭君道義君

昭君道義君

吉田おさむ君

参考人

日本銀行総裁

白川方明君

白川滋君

菊川滋君

○公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○社会保障制度改革推進法案(衆議院提出)

○子ども・子育て支援法案(内閣提出、衆議院送付)

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○社会保険の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

○社会保険の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○社会保険の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

○社会保険の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

案外七案の審査のため、本日の委員会に参考人として日本銀行総裁白川方明君の出席を求め、その意見を聴取ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(高橋千秋君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

持つている命がこんなふうに絶たれてしまうというのは本当につらくて、本当に胸が締め付けられる思いは多分皆さんお持ちだと思います。

今回は、市長と市教委あるいは学校、県教委などの連携等々、やっぱりいろいろな課題もあった。どうな気がするわけですけれども、こうした中で、文科省も今回職員を現地に常駐させていたくような取組もいただいておりますが、改めて、教育行政をつかさどる文科省に、こうしたことでもう二度と起こらないようにという御決意を高井副大臣に伺いたいと思います。

○副大臣(高井美穂君) 林委員には、地元でもありますし、いろいろと御心配の向き、本当に心中お察し申し上げます。そして、まず今回亡くなられた男子生徒さんの御冥福を心よりお祈りをしたいと思います。

御指摘のとおり、子供が自ら命を絶つということは、本当に理由のいかんを問わず絶対にあってはならないというふうに思っています。お触れになつたとおり、我が省としても三人職員を派遣したいと思います。

まして、今二人張り付きでおりますけれども、それに加えてカウンセラー等の充実もすぐ図りまし

た。何といつても、当該中学校において子供たちが学校に落ち込んでいる環境を整えるとい

うことが今我々にとって大事でもあります。一番できることを最大限やりたいというふうに思つております。

○林久美子君 ありがとうございます。

文部科学省として、まさに再発防止という観点から全力を挙げているところであります。引き続き、このようなことが二度と起こらないよう、しっかりと自殺予防など取り組んでいきたいと思っております。

○林久美子君 ありがとうございます。

子供たちのSOSをしっかりと見逃すことなく受け止められるよう、しっかりとサポートいただきたいというふうに思います。

では、早速、子ども・子育て支援の新制度についてお伺いをしたいと思います。

提案者の皆さんを始め、実際に協議に当たられた三党の皆様方の御努力に心からまず敬意を表させていただきたいと思います。

今回の三党合意を受けまして、マスコミなどで行つて意見交換をさせていただき、バックアップの体制等も含め最大限検討したいというふうに思つております。

これまで以上に、更に今回のことを受けて再発防止のために踏み込んだ対応というのが必要だと思つております。

思つておりますけれども、これからまた教育委員会等と面談を相次

が、地元の奥村副大臣が滋賀知事、それから大津市長、それからまた教育委員会等と面談を相次

いで行つて意見交換をさせていただき、バック

アップの体制等も含め最大限検討したいというふうに思つております。

具体的なこととしては、大津市ののみならず全ての学校関係者に対して、いま一度いじめ問題への徹底した取組というものをお願いするとともに、

学校、教育委員会だけで抱え込まずに、やはり文

○委員長(高橋千秋君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

○公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(高橋千秋君) 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(高橋千秋君) ただいまから社会保険と税の一括改革に関する特別委員会を開会いたします。

○委員長(高橋千秋君) 委員の異動について御報告いたします。

○委員長(高橋千秋君) ただいまから社会保険と税の一括改革に関する特別委員会を開会いたしました。

○委員長(高橋千秋君) ただいまから社会保険と税の一括改革に関する特別委員会を開会いたしました。

○林久美子君 おはようございます。民主党の林久美子でございます。本日は、子ども・子育て支援の新しい制度についてお伺いをしてまいりたい

と思います。

○林久美子君 おはようございます。民主党の林久美子でございます。本日は、子ども・子育て支援の新しい制度についてお伺いをしてまいりたい

と思います。

○林久美子君 おはようございます。民主党の林久美子でございます。本日は、子ども・子育て支援の新しい制度についてお伺いをしてまいりたい

と思います。

テム時代の精神とか基本的理念とか大きな仕組みというのは私はそのまま残っているというふうに思つておりまして、そういう意味については自民党さんも公明党さんも御理解をいただけたんじやないかなというふうに思つております。

今、改めて、この三党合意を経た後の新制度の評価について、まずは小宮山大臣にお伺いをしたいと思います。

○國務大臣(小宮山洋子君) 林委員がおっしゃつたとおり、やはり今回、三党で子ども・子育てについて合意ができたというのは本当に大きな一步だと私からも感謝を申し上げたいと思っています。

具体的には、政府提出法案が目指していいた質の高い幼稚期の学校教育、保育を一体的に提供をすること、それから待機児童の解消、それから地域の子育て支援のための必要な仕組みを導入しようと考えていたわけですが、このかなりの部分は実現ができると思っています。

具体的には、修正を経た現在の関連法案で、幼保連携型認定こども園、これは先駆的な取組だったわけですけれども、課題となっていた二重行政、財政支援が足りないということに対し、二重行政については単一の施設として認可、指導監督を一本化をする、そしてまた、施設型給付を創設して財政支援をすること、学校と児童福祉施設としての法的位置付けを持たせて幼稚期の質の高い学校教育、保育を一体的に提供できるようにしていることがあります。

また、従来考えていた指定制度は導入しませんが、自治体が裁量によって需要があるのに認可しないといふことがないように一定の基準を満たせば認可する仕組みといたしましたので、質を確保しながら保育等の量的拡大を図ることができるとしています。また、小規模保育とか家庭的保育、これは市町村の認可事業として財政支援を拡充をいたしました。

こうしたことによりまして、最初に申し上げたように、目指していた子ども・子育て支援のかな

りの部分は実現ができると思つていて、三党で合意をしたことは子供たちにとつても大きな前進だと思つています。

○林久美子君 ありがとうございます。

今、小宮山大臣の方からもうポイントの部分はほぼお話しただいたかと思うんですが、もう少しちょっと詳しく伺つてしまいたいと思います。

私も文科省の政務官時代に小宮山大臣と一緒にまいりました。当時を振り返りますと、やはりいろいろな類型が、当然、幼稚園があり保育所があり認定こども園があるんだけれども、その中で最も私たちが理想形に近いなと思っているのは、今お話しいただきました幼保連携型認定こども園、やはり教育機能と保育の機能を両方兼ね備えたものが、やはり保護者の就労形態にかかわらずに全ての就学前の子供にきちんと提供できる仕組みをつくるなくちやいけないねということをポイントに据えて取り組んできたような気がいたしております。

かつて、この認定こども園が導入された当時、平成二十四年度には二千か所ということを目標に掲げられてきましたけれども、残念ながらこの四月現在でもまだ九百十一か所にすぎません。何でなかなか広がらないのかというと、大臣がおっしゃいましたように、幼稚園部分は文科省、保育所部分は厚労省、縦割りの行政がありました。こ

ういう障壁をしっかりと解消していくたいね、認可も所管も給付も二元化されているものを何とかしていきたいねということを確認をしながら進んでいきました。

これで、政府が幼保一体化により目指していた給付の一體化、施設の一體化、窓口の一元化、これが達成できるというふうに考えています。

○林久美子君 ありがとうございます。

今大臣がおっしゃった子ども・子育て本部、内閣府に置かれる、これは恐らくずっと私たちが申し上げてきました子ども家庭省の種になる部分なりというふうに思つていて、例えは保育所の部分で作つたレタスは幼稚園の方では使えないとか、極論でいえばそういうこともあつたり、先生方は文科省にも厚労省にも書類を書かなきゃいけなかつて、例えば教育側に寄せるのかとか保育側に寄せるのかとか、じゃ労働などの辺まで入れるんだとか、いろんなケースも研究をしながら、本当に今

うに、幼保連携型認定こども園を今回拡充をしていくわけですけれども、その中で、障壁となつてうことを探る中で今回の種ができるわけですから、しっかりとスタートをいただきたいというふうにお願いをしたいと思います。つまり、幼保連

携型認定こども園の障壁となつていただ部分を解消してここに收れんをさせていこうということなんだと思います。

ただ、一方で、今回は、例えば幼稚園に、待機の免許と保育士の資格について、一体化を含めたり方に関する検討規定が設けられましたし、子ども・子育て支援法の附則では、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方に関する検討規定、私どもは子ども家庭省をつくりたいと考えて、名称はともかくとして、そうしたものを作成後一年をめどに検討をするということも規定をされましたので、幼保連携の一層の強化、推進に留意をした内容になっています。

一方で、私は、待機児童の解消には、こうしたものだけでなく、やはり個と個の関係が大事な年齢でありますので、小規模保育所や保育ママといふものも重要な要素だと思いますが、小規模保育や保育ママは今ほどんど自治体の持ち出しでやっています。それで、財政力とか首長さんの政策優先度によつて大分差があるということがあるわけですが、それでも、こうしたことを踏まえて、三歳未満の子供の受け入れを今回どうやって促進をしていくのか、また保育ママや小規模保育所の拡充はどのようにやつていくのか、その結果としてちゃんと待機児童の解消につながるとお考えでいらっしゃるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○國務大臣(小宮山洋子君) 今度の新たな制度の下では、税制の抜本改革によって、その待機児童の解消等、保育の量の確保のためにおよそ〇・四兆円、これを確保することにしています。それとともに、幼稚園の長所を生かしながら保育に取り組んでいた大体、今ずつとお話をあつた幼保連携型認定こども園、これを少しでも普及をさせていくこと。さらに、認可制度を前提にはしまず、保育所や認定こども園が大都市部で保育の需要の増大に機動的に対応できるように、認可制度を一定の条件以外は必ず認可をしなければいけないというふうに改善をすること。また、

子供たちにとつてどうした形がベストなのかといふことを探る中で今回の種ができるわけですから、しっかりとスタートをいただきたいというふうにお願いをしたいと思います。つまり、幼保連携型認定こども園の障壁となつていただ部分を解消してここに收れんをさせていこうということなんだと思います。

（参議院）

お話をあつたゼロ、一、二歳の受入れが中心となる小規模保育や家庭的保育など多様な保育も市町村の認可とはしますが、お話をあつたように財政支援が足りないということなので、これも財政支援を拡充をする。質を確保しながら、ゼロから二歳の保育を必要とする子供を始め、保育の量的拡充、これが可能な仕組みになつていてるというふうに思います。

を中心とした職員の配置等の改善についてどのようにお考えであるのかと。例えば、三歳児の保育士の配置について、今二十対一ですけれども、これを十五対一にしたときにどれぐらいの費用が掛かるのか、お伺いをしたいと思います。そして、これ必ず質の改善で実現をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○衆議院議員(和田隆志君) 林委員にお答えいたします。

委員とは非常に、この一年間、このテーマで一

図つていけばいくほど、潜在的にお子さんを預けたいと思っていらっしゃった方も、ああ、預けられるんだと思って行つていただくようになりますので、そういうた部分を考えますと、やはり我々が修正法案で盛り込みました、附則に書きましたが一兆円程度、確認にも書きましたが、そういうたものが必要であり、また職員それぞれの待遇も改善が必要だと思っておりますので、こういったものを立法府全体の意思では非実現していきたいと考えております。

職員の配置基準の改善、さらには児福法の二十四条の保育に欠ける要件の撤廃も今回行われますし、自治体がほぼ持ち出しでやつてきた横出し部分も国がちゃんと面倒を見るんだと、支援をしていくんだということをお分かりをいただけたと思います。

今回の改正によって、この就学前の子供たちのみならず、実は学童保育についても大きな前進が見られています。

学童保育についてお伺いをしたいのですが、こ

た学校教育、保育の計画的な整備に取り組むということになります。消費税による安定財源確保して、こうした取組を速やかに行うことで、今先取りプロジェクトなどもやっていますが、併せてで生きるところから速やかに待機児の解消に努めたいと思っています。

緒に取り組ませていただいておりますが、今回、私、提出者になつてみまして、それがさらに、三党の間に同じ考え方を持つて、同じ熱意を持つて取り組んでいただいている議員の方々がたくさんいらっしゃることを知つた。このことが非常に有意義であったと思つています。

○林久美子君 ありがとうございます。  
この職員の配置は昭和四十四年から変わつてお  
りませんから、これだけ時代が変わつている中で、  
家族の形態が変わつている中でこうした待機児童  
の問題が大きな大きな課題となつてているわけです  
から、しっかりと質のいい幼児教育と保育を実現  
するにこゝで、小宮山大臣、是非こゝは攻守ここで

これまで学童保育についてはガイドラインしかなくて、児童福祉法の中にいろんな基準が盛り込まれていませんでしたので、必然的に財政措置もなかなか思うようにいかず、とはいえ、民主党政権になつてこれまで二百億ぐらいだったのが二百八十四億七千八百万円にまで二十四年度は増えてはいますね。でも、今は、やはり親御さんが持つ

○林久美子君 待機児童の解消は、やはりこうしていろいろな受皿というか質のいい受皿をしっかりとつくっていくことが大事だと思います。ただ、その一方で、この待機児童の問題というのは、場所の問題だけではなくて人がいないという問題が実はあります。公立の保育所ですらも、現場を見ていただくとよく分かるんですが、非常勤の方とか嘱託の方ばかりがやっぱり現場を担つていただい

するため、小笠原大臣は是非これに政界として実現をいただきたいと思いますが、いかがでしようか。

出して運営をしていたり、非常に質・量共にまだ不足をしているという現状があります。それで、保育所は受けたけど小学校になつたらもう学童保育に入れなかつたということもあり、小の壁というふうにも言われているわけでございます。

これが、今回の改正によって学童保育についての職員資格と配置の基準が児童品止法に定められ

今回、質の改善として〇・三兆円が投じられる  
というふうに伺っていますが、でも、どうしても  
何か具体的なイメージが見えにくいんだと思うん  
ですね。

ふうに見込まれています。また、それと同時に、三歳児以上につきましては、認定こども園等幼稚園の機能も果たしていかなければいけませんので、幼稚園の機能につきましても、例えば三十五

置基準ですか職員の待遇の改善をいたしません  
といろいろと多様なものを用意してもそこで働く  
人がいないと駄目なわけですから、そうしたこ  
とも含めて取り組みたい。そういう意味では、そ

の草稿資料と西田の草稿から、筆者注釈によれば、ことになりました。これについては、これまで学童にかかわってこられた方たちも大変歴史的なことだと、画期的なことだと大いに期待をしていらっしゃるところでもあります。これと併せて、やはりソシーバニラの質の文章が必要だった、う

そこでお伺いをしたいんですけどもやはり配置基準の改善、こうしたこともやはり今回の質問の改善では取り組んでいくべきだというふうに思っています。本来であれば、ゼロ歳児から全ての就学前の子供たちの年次で配置基準の改善ができるのがベストなわけですねども、まず第一弾として、少なくとも三歳児からだけでも職員配置の改善を取り組んでいくべきだと私は考えております。

そこで、民主党の提案者の和田議員にお伺いをさせていただきたいと思うんですが、この三歳児

人学級を三十人学級にすることによって追加で千八百人ほど先生方が必要だということこれにも八十億円。ざつと見込んで五百億円ほど掛かってまいります。

〇林久美子君 三党合意で一兆円超となつておりますので、是非、安住大臣には御尽力をお願いをしたいと思います。

今、議論を通じて、今回の新制度によつて実際には就学前の子供たちの幼保の一体化や、あるいは

か確保をして更に質の改善を進めたいと思っておりますので、財源の確保に全力を挙げたいと思つて

います。

ふうに考えておりまして、やはり指導員の方の常勤化などには取り組まなくてはいけないというふうに思います。

これについても和田議員にお伺いをしたいんですけれども、例えば、頑張っている学童の、本当に全部がベストなんんですけど、スタートとして例えれば半分の学童保育に常勤の指導員さんを置くと仮定した場合にどれぐらいの費用が掛かるんでしょうか。これについても是非実現をいただきた



まず、社会保障制度改革推進法案における予防医療についてお尋ねを申し上げたいと思います。本会議でもお尋ねしましたが、総理からは、歯科の分野も含めて、しっかりとこの予防について取り組んでまいりたい旨の御答弁をいただきました。

昨年八月一日に、歯科に関するいわゆる歯科口腔保健の推進に関する法律案が制定されました。これは、実は歯科界にとりまして、歯科医療界にとつては大変念願でありました。と申しますのも、民主党は野党時代、平成二十年と二十一年、ちょっと今いらっしゃいませんが、櫻井充議員を中心として二度出しました。そして、自民党、公明党も政権交代直前に歯科に関する基本法を出したが、いずれも審議未了で廃案となりました。しかし、この歯科の法律というものは、予防医療や検診の充実をしっかりと目指すということにより国民の健康を増進させ、そして心豊かな生活ができる社会を実現できるようにという思いで作られたものであります。

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項は、やっと一年をたつた今、今月中に出てくるということあります。今現在、法的に歯科検診の義務があるのは、母子保健法に基づく一歳六か月健診、そして三歳児歯科健診、学校保健安全法に基づく就学時健診と学校健診に限られています。成人の歯周疾患の検診の実施というものは努力規定となっていますが、歯科口腔保健法において、国は、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他必要な施策を講ずるときされていますが、具体的に歯科検診についてどのように進めていくのか、今後、歯科口腔保健法を生かして具体的にどうのうに取組をしていくのか、藤田政務官にお尋ねを申し上げたいと思います。

○大臣政務官(藤田一枝君) 西村委員の方からは御専門の立場から御質問をいただきました。

御指摘のように、口腔の健康というものを保持していくためには定期的な歯科検診、大変重要でございます。そのため、今お話をございましたよ

うに、この歯科口腔保健の推進に関する法律に基づいて今月中に策定予定の基本的事項、この中で定期的な歯科検診の実施に係る目標値の設定とその実現のための計画を定めることとしています。さらに、その中で、定期的に歯科検診を受けることが困難な障害者の方々であるとか、あるいは要介護高齢者の方々については、別途目標値やその実現のための計画をこれも定める、このようにしているところでございます。

例えば、障害児・者の入所施設での定期的な歯科検診の実施率、これを九〇%以上にしていく、あるいは介護老人福祉施設や介護老人保健施設でのこの検診の実施率を五〇%以上にしていく、こういった目標値を掲げているところでございました。今後は、この基本的事項に基づいて、歯科検診を始めとした歯科口腔保健に関する施策というものを総合的に推進していくないと、このように考えております。

○西村まさみ君 政務官、ありがとうございます

今、様々目標値を設定するというお話をいただきましたが、実際にこの目標、計画が定められていても、具体化する手段がなければ、これは絵にかいたものになります。例えば、全国十一か所の特別養護老人ホームの中で、入所者四百人弱の皆さんの中では、歯科衛生士等が専門的な口腔ケアをきつとししているグループと専門的な口腔ケアをしていないグループにおいては、二年間にわたって調査をしましたが、積極的に口腔ケアをしているところは肺炎の発症は約六割に、そして肺炎により亡くなつた方の数は五〇%以下になつたという、そんな調査結果もあります。

○大臣政務官(藤田一枝君) 西村委員の方から

解をしてよろしいのか、藤田政務官にお尋ね申し上げたいと思います。

○大臣政務官(藤田一枝君) これも委員の御指摘のとおり、基本的事項というものを具体的に進め

ていくための施策、これ大変重要なことがあります。

今、御承知のように、政府全体の財政状況、大変厳しいわけでありますけれども、厚労省としては、この基本的事項に基づく施策の推進のために必要な予算、これが獲得できるよう、まずは平成二十五年度の予算編成の過程で最大限努力をしてまいりたい、このように考えておりますので、御支援もよろしくお願いをいたします。

○西村まさみ君 是非とも二十五年度でよろしくお願いを申し上げたいと思います。

実は、私がどうしてそこまで言うかといいますと、専門的な分野、歯科に関して申し上げますと、

例えば、代表質問の中でも触れましたが、厚生労働省が発表しました死因の一位はがんです。二位は心疾患です。三位は今までずっと脳血管障害でありました。しかし、今年度から死因の第三位が肺炎となっています。

肺炎というのは、まさにいわゆる誤嚥性肺炎といいうものが非常に大きく関与しております。ここに一つの研究結果があるんですが、例えば、全

国十一か所の特別養護老人ホームの中で、入所者四百人弱の皆さんの中では、歯科衛生士等が専門的な口腔ケアをきつとししているグループと専門的な口腔ケアをしていないグループにおいては、二年間にわたって調査をしましたが、積極的に口腔

ケアをしているところは肺炎の発症は約六割に、そして肺炎により亡くなつた方の数は五〇%以下になつたという、そんな調査結果もあります。

高齢になつたり、また疾病に罹患したりすると、いわゆるごっくんとする反射機能が衰えまして、検診をしっかりやつたところとやつていないとこ

とに何としても予算を付けるということが非常に重要なところであります。ために一步進める検診をしなければなりません。それ

をせりせき込んだりが上手にできなくなる。そ

うすると、自然にその口の中に入つて、いわゆる誤嚥性肺炎、不

顎性肺炎というものを起こすわけです。例えば、

肺炎の予防というのができるのであれば、それは積極的には非ともするべきだと考えております。

例えば、専門的口腔ケアというものは、歯科衛生士等がきちんと、ただ歯磨きをするとか口の中を拭うということではなくて、隅々まできれいにす

るということが大切なことがあります。また、いわゆる抗がん治療、抗がん剤治療や放射線治療をすると、その副作用で口の中に大変重篤な、口の中全体に口内炎というものが広がります。皆様も御経験があると思いますが、口内炎が口の中にでると、たつた一つでも非常に痛くて食事をすることができません。それが口の中に広がるわけですから、当然ながら患者さんの苦痛というのは相当なものであります。

そんな中で、例えば手術や治療を受ける前に専門的な口腔ケアや若しくは歯科治療をしっかりと、その口内炎の発症している時期と

いうもの、期間というものを減少、軽減させることができるわけです。例えば、県立がんセンターでは、手術後、口から物を食べられるようになるまで通常は十日ぐらい掛かると言われています。

○西村まさみ君 是非とも二十五年度でよろしくお願いを申し上げたいと思います。

実は、私がどうしてそこまで言うかといいますと、専門的な分野、歯科に関して申し上げますと、

例えば、代表質問の中でも触れましたが、厚生労働省が発表しました死因の一位はがんです。二位は心疾患です。三位は今までずっと脳血管障害でありました。しかし、今年度から死因の第三位が

肺炎となっています。

肺炎というのは、まさにいわゆる誤嚥性肺炎といいうものが非常に大きく関与しております。ここに一つの研究結果があるんですが、例えば、全

国十一か所の特別養護老人ホームの中で、入所者四百人弱の皆さんの中では、歯科衛生士等が専門的な口腔ケアをきつとししているグループと専門的な口腔ケアをしていないグループにおいては、二年間にわたって調査をしましたが、積極的に口腔

ケアをしているところは肺炎の発症は約六割に、そして肺炎により亡くなつた方の数は五〇%以下になつたという、そんな調査結果もあります。

高齢になつたり、また疾病に罹患したりすると、いわゆるごっくんとする反射機能が衰えまして、検診をしっかりやつたところとやつていないとこ

とに何としても予算を付けるということが非常に重要なところであります。ために一步進める検診をしなければなりません。それ

をせりせき込んだりが上手にできなくなる。そ

うすると、自然にその口の中に入つて、いわゆる誤嚥性肺炎、不

顎性肺炎というものを起こすわけです。例えば、

肺炎の予防というのができるのであれば、それは積極的には非ともするべきだと考えております。

例えば、専門的口腔ケアというものは、歯科衛生士等がきちんと、ただ歯磨きをするとか口の中を拭うということではなくて、隅々まできれいにす

改革推進法案の中でも、健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進する旨が規定されています。今回の改革において、予防医療、いわゆる医療に関する全ての意味での予防ということを推進していくために今後どのような具体的な施策を進めていくのか、藤田政務官にお尋ねを申し上げたいと思います。

○大臣政務官(藤田一枝君) 今お話をございまして、たように、健康寿命を延ばしていくためにも、そしてまた社会保障制度の持続可能性、これを高めていくためにも、様々な観点からの予防医療に取り組むということは大変重要なことである、このように認識しています。

そこで、現在、子宮頸がん等の新たなワクチンを定期接種化する、そのことに向け、できるだけ早期にこの予防接種法の改正案を国会に提出できるよう、今検討や調整を進めているところでございます。

また、がん検診に関しては、がん対策推進基本計画を踏まえて、科学的根拠のあるがん検診の方法や受診率の向上に関する施策等についての検討会、これを開催いたしまして、その結果を今後の施策に反映していくこととしております。

さらに、第二次の健康日本21においては、喫煙に関する具体的な数値目標を設定し、禁煙に関する相談支援などの取組を進めるなど、国民の健康づくりのための生活習慣等の改善に今取り組んでいるところでございます。

そして、歯科の分野も含めて、今後ともこの予防医療に関する各種の施策というものを積極的に推進していくかなければいけない、このように考えているところでございます。

○西村まさみ君 国民のいわゆる健康寿命の延伸のためにも、是非とも前向きによろしくお願ひを申し上げたいと思います。

次に、消費税の使い道についてお尋ねします。

税制抜本改革二法案について、附則の第十八条、様々昨日来の質問の中でも出ておりましたが、税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機

動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略や事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど我が国経済の成長等に向けた施策を検討する旨の規定を第二項として設けるとなっています。

しかし、本年二月に閣議決定された大綱の第三章には、「消費税収（國分）は法律上は全額社会保障四経費（制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用）に充てることを明確にし、社会保障目的税化するとともに、会計上も予算等において使途を明確化することで社会保障財源化する。」とされてきたと認識しています。また、この四章では、「消費税の収入については、別に法律で定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。」とされています。

私も様々、皆様の前で消費税の増税分は社会保障に使うんですよということで御理解いただけるようになってきましたつもりですが、これを二つを比べてみると、どうも私も含めて国民に説明してきたことは異なっているような気がします。成長戦略云々に配分するというところがまさにそういう感じを受けざるを得ないんですが、是非ともそれについて安住大臣にお尋ねを申し上げたいと思ひます。

○國務大臣（安住淳君） おはようございます。

消費税収は、お預かりしたものは、今委員御指摘のように、年金、医療、介護そして少子化・子育て対策に回りますので、お預かりしたものはそのままそちらに充てさせていただきますので、これは目的税化をしております。

それで、十八条の問題は、附則の一、二、三となつてあるところなんですが、例えば一のところでは、高い三%、二%という成長を目指していきます、そのために政府としては最大限努力をしますよということを言つているんですね。

二のところに書いてあるものというのは、消費税に今まで言わば財政赤字を伴う、言わば国債を含めて社会保障の増え続けるお金にそういうものを充當してまいりましたが、今回、税収がある一定程度規模ここに投入をされて、そして経済的にも使える余裕が出てくる部分が一部出てくることはあり得ます。これは、シナリオどおりそれより上に行けばですね。そうしたものや、それから、例えば民間の資金や様々なものを駆使して、今、目下我が国にとって危機だと言われている例えば南海トラフとか、様々な防災に対応して備えていきましょうと。それから、老朽化した施設等が、東京オリンピックのころたくさんできましたので、それが非常に更新時期を迎えていたりして、國民生活を守るためにもそうしたプライオリティーの高いものに言わば予算措置ができるようなことがなれば、それは日本にとっても、また成長にとってもいいのではないかということなので、基本の社会保障へ回すということを、例えばテレビなんか見ていますと、一方的に何か大型公共事業のために実は消費税を充てるんだというふうなコメントをなさっている方がいらっしゃいましたが、これは全く事実でございませんので、是非その点は私も何度も丁寧にお答えしていくこうと思っております。

○西村まさみ君 ありがとうございました。

私も、じやそのように、また国民の皆様に御理解いただけるよう説明を申し上げてまいりたいと思います。

統しまして、医療機関と消費税の問題についてお尋ねします。

現行の社会保険診療報酬については消費税は非課税とされています。現行の診療体系という中で、医療器具等様々な仕入れに係るところの消費税を貢うことができないために、医療機関自らが消費税の負担を強いられているという問題があります。本会議においても質問をさせていただきま

したが、総理は、三党合意を踏まえて消費税率が八%引上げ時までに適切な対応をすると御回答をいただきましたが、改めてお尋ねいたしますが、いわゆるこの手当てと手当てのことを検討いただく前提出として、しっかりと検証するということが大事だと考えています。

例えば、私の団体であります日本歯科医師会の推計によりますと、社会保険診療報酬に係る控除対象外消費税額は一歯科医療機関当たり七十万六千円です、今、現状。本来、この全てが診療報酬によって手当てされる必要がありますが、実際は半分も補填されません。これが八%に引き上げられると控除対象外消費税は百十二万九千円になります、一〇%になつたときには百四十一万になると予測されています。引上げに際して正確な補填がなされなければ、一医療機関の持ち出しといふものは百万円を超えて、経営が成り立たなくなつて、結局、国民と直結している地域医療の崩壊にもつながるわけです。また、日本医師会の推計においても、無床の診療所では一医療機関当たりが三百六十五万、有床の診療所では五百九十六万、病院においては何と九千六百四十五万円という、もっと大変厳しい経営を迫られてくることも分かっているわけです。

このように控除対象外消費税について医療機関の負担が生じているということは、厚生労働省は、平成元年、平成九年の三%、五%導入時にもきっちりと手当てをしていると言っていますが、実際にはそれが我々にとって感じていないということは、もう一度しっかりと検証していただきたいのですが、次の八%、一〇%引上げ時の診療報酬の中で何としても負担の軽減につなげていただかなければなりませんと思っています。

是非ともしっかりと検証を行つていただきごとのお願ひと、現実、その負担の実態を把握していらっしゃるのかということ、これについて厚生労働省にお尋ねを申し上げたいと思います。

○政府参考人(外口崇君) 平成元年と九年の診療報酬改定におきまして、医療機関の仕入れに要し



と多くの保険診療が少ないとこども、保険診療だけを高齢の地域医療に貢献してきた先生方が地道にやつてきたところと、今一緒になつてしまつてゐるところが大きな問題なんだろうと思つています。そのところはこれからしっかりと分けて考えていくことをやつぱり検討していかなければならぬでしようし、一番私たちが問題としているのは、長いこと、いわゆる町の真ん中ではなくて、住宅街ですか、例えば人が住んでいるようなどころで本当に長い間地域の皆様のお口の健康ですがとか体の健康を守るためにやつてきた診療所というものがあります。当然ですが、先生方も高齢化されていて、本当に一日数人の患者さん、でも大事な医療機関として町から村から認識されているところというものが、この措置がなくなると大変厳しいということだけは是非とも御理解をいただけたら有り難いなと思います。

また、最後になりますが、やつぱりこれから的是社会保障を充実させていくためにこの消費税を上げていく、いかなければならないということは、なかなか国民の皆様に理解していただきたくてもいけないところだということは十分分かっています。ただ、総理がいつも言つています将来世代のポケットから何としても手を出して、次の生きていいく子供たちに今のツケを回さないようにするためには、これは重い負担を国民の皆様にお願いするわけですから、これは野党、与党とかいうことではなくて、全員が一致して、もうその中でしっかりと、一人でも多くの皆様に一日も早く御理解いただけるように説明をしていくことが大変重要なだと考えて います。

そんな中でも、冒頭から申し上げていますように、人として生まれたからには、やはり最期のそのときまで健康であるということとなるべく目標として、おいしく自分の口から食べたいものを食べて家族や友人と話すということ、こういうことをして健康寿命と平均寿命との差をどれだけ短くしてい

くかということがこれから日本の国に大変必要となることだと私自身は考えております。そのためには、これから、今日はまだ三日目ですが、これから参議院の中で、この特別委員会の中ですべての議論を聞いて、そして一定の方向でしつかりと審議をして、非常に重要なことだということを、私自身もこれから国民の皆様に一人でも多く理解していただけよう。努力をするということをお約束をさせていただき、また、政府の皆様にはまたこれ以上な努力をお願いを申し上げたいということを最後に申し上げまして、質問を終わらせていただきたい

実際行ってみたら、もうお掃除もしていないのです。二回あんな水ににつかったところは。それだけの災害であったわけでありまして、これはもう政府としても全力を擧げて、今日ちょうど総理が行つていただいているそうですから、総理もよく見ていただけで、しっかりと対策を取つていただきたいなきやならない。

ただ、御承知のとおり、今まだ梅雨が九州は明けていない状態、一方、もう台風が来ていますね。台風シーズンですよ。これ、何としてもこれ以上灾害を出さないようにやらなきやならぬけど、もう二回目来ているんですよ。二度あることは三回ある。そこまで考えてやらないかねと思ひますけれどね。そのときに、激甚災害の指定は私は当然のことであると思いますけど、それだけではなくて

というふうに思つてゐるところでござります。  
○磯崎陽輔君 今言いましたよつに、お金の問題は後で安住財務大臣にしつかり考えてもらうとして、まず人命ですよね、それをまずしつかりやつていかなならぬということは申し上げておきたいと思います。

もう一個のお金の問題、地方公共団体、これまた大変でありますけど、朝、自民党で、谷垣総裁が出席して自民党的災害対策委員会、さつきやつてきたんです。それで、どうするんですけどと言つたら、取りあえず一般交付税の、普通交付税の前倒し交付をすると、その後でゆつくり特別交付税を、ことも考へるという答弁でした。もしそんな答弁を総務大臣がしたら委員会はすぐ止めますからねとさつき言つたところなんですけどね。

特別交付税をまずしつかりやつていただけますね、総務大臣。

○國務大臣(川端達夫君) まず、二つ立て続けに

特別交付税をまことにやつていただけます  
ね、総務大臣。  
○國務大臣(川端達夫君) まず、二つ立て続けに  
いうことで、多くの方が亡くなられたことへ心  
からお悔やみ申し上げて、対応を含めて御苦勞い  
ただいている皆さんにもお見舞い申し上げたいと  
思います。  
今御指摘の部分で、普通交付税に関しては、初  
めの水害に関しては、これは十八日にもう繰上げ  
交付をいたしました。約三割で二十三億円いたし  
ました。七月十一日からの、平成二十四年七月九  
州北部豪雨という今現在のところは名前であります  
すけれども、これに關しては、被災公共団体の実  
情をお伺いしながら、普通交付税の繰上げ交付が  
必要な全ての団体に迅速に対応するということで  
今精査をしております。これはできるだけ早くに

の磯崎陽輔でございます。  
この席で久しぶりの一般質疑でございますので、和やかにいきたいと思いますのでよろしくお願いを申し上げます。  
さて、九州北部豪雨、大変でございます。ちょっと名前が悪いので、気象庁に名前を変えるようになりますけれども、熊本まで北部というのはおかしいんじゃないかと今言っていますけれども、それはまあさておき、大変でございます。  
大分県も、他県も大変なんですけれども、三水系、大野川水系、筑後川水系、山国川水系、三水系ありました。どこも大変なんですけれども、特に日田、中津の筑後川、山国川水系ではもう、地元の古老にいつこういうことがあったかといったら、昭和二十七年とか二十八年の水害を言うんですね。ということは大体六十年前、六十年前ということはやっぱり百年に一回の豪雨だったと、私はそう思うんです。  
それだけじゃないんです。その百年に一回の豪雨が十日間で二日來たんですよ。百年に一回のが二日來るというのは、掛けたら一萬年に一回、まあそれだと数学的に正しいかどうか分かりませんけど、それぐらいのあれで、一回來たところはもう私には声が掛けられないです、かわいそうです。

災害査定であるとか、あるいはもう、補正予算とか言つておかないで、今すぐ人命にかかわることをどんどんどんどん国がやる、県がやる、市がやる、それを国が後押しする、そういうことをしないかなければならぬと思ひますが、防災担当いかがでしようか。

○大臣政務官(郡和子君) お疲れさまでござります。お答え申し上げます。

まずは、この度の九州北部豪雨によつて亡くなられた皆様方に御冥福をお祈りするとともに、被災された全ての方々に心からお見舞いを申し上げたいと思ひます。

被災地の現場におきましては、被災直後から国地方自治体、連携して人命救助を第一に昼夜を絶じて二次灾害の防止等にも努めておりまして、応急対策、復旧事業に当たつてはござります。

今、磯崎先生からお話をございました災害復旧事業についてですけれども、これはこれまで一度々申し上げておりますけれども、事前着工が可能でございます。査定等を待たずに地方公共団体等の判断で直ちに工事着手が可能でございまして、國による財政援助もなされること、これを改めまして地方公共団体に周知徹底してまいりたい

特別交付税をまずしつかりやつていただけますね、総務大臣。

○国務大臣(川端達夫君) まず、二つ立て続けにということで、多くの方が亡くなられたことへ心からお悔やみ申し上げて、対応を含めて御苦労いただいている皆さんにもお見舞い申し上げたいと 思います。

今御指摘の部分で、普通交付税に関しては、初めの水害に関しては、これは十八日にもう繰上げ 交付をいたしました。約三割で二十三億円いたしました。七月十一日からの、平成二十四年七月九州北部豪雨という今現在のところは名前でありますけれども、これに関しては、被災公共団体の実情をお伺いしながら、普通交付税の繰上げ交付が必要な全ての団体に迅速に対応するということで 今精査をしております。これはできるだけ早くに 交付したいと思います。

今御指摘の特別交付税の特例交付の御質問だと いうふうに思います。これ、二十三年に創設されまして、特別に立法措置を講じて対処した東日本 大震災に關してこれは適用をいたしたのが一例で ございます。法律的には、激甚災害等の中でも関係地方団体の財政運営に特に著しい影響を及ぼす 災害が発生した場合に行うこととされているとい

卷之三

○磯崎陽輔君 今言いましたように、お金の問題  
というふうには思っていらっしゃるところでござります

うことになつております。

今後、今日總理が行かせていただきました、激甚災害どうするかということも政府の判断でありますけれども、復旧復興に向けた事業が本格化する段階において、災害地方公共団体の実情を十分にお伺いをしながら、特別交付税措置を含めて、地方交付税それから地方債等々のあらゆる手段を通じてできる限りのことが適切な時期にしっかりと対応できるようには万全を期してまいりたいというふうに思つております。

○磯崎陽輔君 ちょっととはつきりしませんけど、まあ止めるには早いでしようから、しっかりとやつてくれるというふうに私は解釈したいと思います。

今回は確かに大変な雨でございました。だけど、やっぱりここでも想定外と言つちやいかぬで、想定外とは言わない。でも、非常にいろいろやっぱり災害を大きくした原因があると思うんですよ。一つは、やっぱり護岸工事が極めて脆弱でありました。あっちこっちで堤防が決壊しておるんですよ。なぜかというと、大体もうどこの護岸もこのくらいの、二十センチぐらいの護岸ですよ、これを張っているだけ。だから、平時はこれは、その高さ以下ならば何とかなるんだけど、水がそれを越えた途端に裏側から土砂を取ってしまうんであります。で、裏側の、裏、支えがなくなつたから、こっちから押されてどんどん壊れてあっちこっち決壊している。これがあるから土砂がどんどんどこ流れ、堤防が決壊したから土砂が流れ、そして流木は流れ、その流木が今度は橋をふさいで、それで大災害があるわけ。

だから、私、見てまいりましたよ、やっぱりこの二十七センチのブロックでも後ろのところを一メータぐらい舗装しているところは、コンクリートでやつてあるところは壊れていないんですよ。だから、今の護岸は安物ですよ。川の大きさから見たら、トタン板張つているようなものなん

ですよ。これだから駄目なんですよ。

だから、水量が超えたら壊れるような護岸を日本中に造つても私は仕方がないと思うんです。例えば今言つたように、まあ五十七センチもあれば多分大丈夫だと思います。あるいはそれが無理ならば、上を少なくとも水が入らないように覆う、あとはアンカーを付ける。そういう工事をしないといつもこんな今の護岸の復旧工事なんかやるんだったら、やらない方がいいと思いますが、国土交通省、いかがでしょうか。

○政府参考人(山崎篤男君) お答え申し上げま

す。

七月三日から始まった九州北部地方における豪雨によりまして、大分県の花月川、山国川などにおきまして堤防や護岸に甚大な被害が発生しております。

現在、九州地方整備局や大分県などにおきまし

て、被災箇所の応急復旧を実施しているところでございます。また、現在、被災要因の調査、それから雨量、水位データの解析などを実施しており、

それらの調査結果を踏まえまして、今後、本格復旧に取り組んでまいります。その際には、委員御指摘いただきました護岸の構造の強化、これを含めまして、再度災害を防止するためには必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

○磯崎陽輔君 昨日の議論で、いわゆる住宅も長

もちするものにするという議論があつたけど、護

岸も一緒ですよ。安物を造つて壊れたら意味ない

けど、それは必要なものをやるのは当たり前で

すよ。要らない治水ダムつてあるのかねというこ

とです。本当ですよ。後で、じや資料でもお持

ちしますから見てください。全く二つの川、同じ

ような川があつて、ダムのある方はほとんど被害

なし、ダムのない方は大被害が出ている。もう歴

然としているんですよ。

だから、別にコンクリートから人へと言つたか

けだから、こういうところはやっぱりしつかりお金を使ってほしいと思います。

この玉来川水系というのはダムがないからもう物すごいですよ。今日、総理は竹田に行かぬらしいんですけどね、お写真また要るんだつたらお持ちしりつかかつてダムになつて、それからまたぶわつますけれど、もう大変な、もう町の真ん中まで泥だらけなんですよ。

だから、これは、今日はこれは災害の話だから政局的なことは言いませんけど、岡田副総理に聞かたいんですけど、やっぱり人命を守るダム、さつまいた玉来ダムは一応もう民主党の中でもやつてくれる方がいいと思いますが、國

の命を守るダムだけは早くやらないといけないと思うんですが、ちょっとと岡田副総理にお伺いしたいと思います。

○國務大臣(岡田克也君) 委員の御指摘もよく分かるところがございます。問題は選択と集中で、しっかりと中身を精査して必要なものと必要性が薄いものとしつかりとより分け、必要なものはしつかりやっていく必要があるというふうに思います。

○磯崎陽輔君 通告してなかつたから文句言わなければ、それは必要なものをやるのは当たり前ですよ。要らない治水ダムつてあるのかねということがあります。

○國務大臣(岡田克也君) 委員の御指摘もよく分かるところがございます。問題は選択と集中で、

しっかりと中身を精査して必要なものと必要性が

薄いものとしつかりとより分け、必要なものは

しつかりやっていく必要があるというふうに思

います。

○磯崎陽輔君 通告してなかつたから文句言わ

なければ、それは必要なものをやるのは当たり前で

すよ。要らない治水ダムつてあるのかねというこ

とです。本当ですよ。後で、じや資料でもお持

ちしますから見てください。全く二つの川、同じ

ような川があつて、ダムのある方はほとんど被害

なし、ダムのない方は大被害が出ている。もう歴

然としているんですよ。

だから、別にコンクリートから人へと言つたか

けだから、こういうところはやっぱりしつかりお

金を使ってほしいと思います。

大分の竹田市というところでも、ここでも大き

な被害が出たんですけど、ここはもう顕著だった

んです。何が顕著だったかというと、一つ水系が、

さつき言つた大野川水系の支流に玉来川水系とい

うのと稻葉川水系というのがある。稻葉川のところの方はほとんど水害がなかつた。ゼロではなく

かつたです、少しはあつたんですけどね。一方で、立木、立つてある立木がね。これが山ほど出

て、それも六メーターも七メートルもあるのが別府湾までうわんと出ている。それが途中の河川に引つかかつてダムになつて、それからまたぶわつと洪水になつていています。だから、今度は流れの方の木、流木をどういうふうに処理するかというのが大事だということが今回も分かったのであります。今までかのところで言いたいと就可以了が、そこはまた災害対策委員会か何かで、まだほかのところで言いたいと就可以了。

ただ、あるいは周防灘にたまつた大きな流木をボランティアで曳航して陸まで着ける。それで、陸でクレーンで揚げているんです。ただ、膨大な量の流木が流れているんです。これも、だから、ただ、誰がどうやって後のお金払つてくれるのか。揚げるまでは漁師さん、あれ沈むんですね、流木もね。木だけ水吸うと最後沈んで今度は危ないです。だから早く揚げなきやいかぬ。揚げるまでは漁師さんもボランティアでもいいと言つていますけど、揚げた後のこの膨大な流木をどうやって処理するのか、今その問題で大きな問題になつていてますが、ちょっとと水産庁いかがでしよう。

○政府参考人(佐藤正典君) 御説明申し上げます。

漁業者の方々が漁場において回収した流木などを漂流物を処分するための費用につきましては、漁場漂流・漂着物対策促進事業ということで支援を行なうことが可能ということになつております。

環境省等関係省庁とよく連携、調整をいたしました。そして、必要な対応を取つてまいりたいというふうに考えております。

○磯崎陽輔君 具体性がないということは大丈夫だという意味なんだとは私は解釈しますけど、いろんな複合的な災害が生じておるということはちょっと申しておきたいと思います。このほかにも、今言いましたけど、シジミの壊滅とか、水産

そういうことで、少し本論に入つていただきたいと、思いますが、事前防災というのを今度の修正で入れていただきました。その中身をどうするかという問題は今日はどうでもいいんでありますけれども、どうも安住大臣の答弁聞いてみると、あつちにこつち八方美人の答弁していましてね。それは財投もいいですよ、民間資金もいいですよ。だけど法律には、ここには「財政による機動的対応が可能となる中で」と書いてあるわけだから、民間資金と財投だけというわけに私はいかなと思うんですよ。その辺はまたいろいろ議論しますけど、やはり事前防災はこの法律が通つたら私はすぐやつてもらうものだと思っておりますよ、今言つたことも含めましてね。

いう、それではうまくいかないと。経済の安定的な成長あるいはデフレからの脱却、そういうものが同時に達成できるようにするためには両方併せてやらなきゃいけない、そのように考えております。

○磯崎陽輔君 今言つたように、勘違いしている人は、消費税を取れるようになつてからやろうと言う。そうじゃないですね、今言つたように、法律の前から始まるつて、法律で決まるので、前からという話はあれにしても。だから、そうすれば法律が決まつたらすぐにでも事前防災をやってもらわなきゃならぬ、そして、さつき言つたように当然これは財政出動も含むんだということで、安住財務大臣、よろしいですね。

○国務大臣(安住淳君) 私としては、竹下先生からお話をあつた考え方に対して異論があるわけですがございません。

ただ、具体的にやるとなつたときに、じゃ、どう

うするかということですけれども、事前防災や正や本予算の中でも一兆円近い予算付けておりますので、こうした枠を使いながら、私は今先生がおっしゃるようにおつしやるに必要なものについては優先順位の高いものから順番にやっていくと。

ここで、法律で書いてあるこの機動性が可能になる中でと。この機動性を逆に言うと可能にしないといけないと思うのですが。そのことを

いといいかんと思ふんで、そのことを和らげておる  
では、経済成長をすることによってやつぱり税収  
を上げて、消費税を上げさせていただいて、社会の  
保障にこれが回ることによつて余裕が出てきた分  
についてプライオリティーを高くしてこれに充て  
るということを言つてゐるわけで、時系列ではき  
ちつと話しているつもりですが、誤解があつたと  
すればそういうことでござりますが、御理解いた  
だきたいと存ります。

ただ消費税の今回の引上げと併せて、まあ財政当局としての言い方はあるかも知れないけど、しつ

つ、また足らないところに関しては税の負担をどういうふうな形でお願いするかということは、しつかりとした設計をしてお示しをしなければいけない時期が来るだろうと思っております。

ていたいといったような感じがしますけどね。そうなんですよね。今年の段階でも十兆円足らないけど、それまではさつき言つた社会保障費の毎年一兆円ずつ上がるわけで、もとと要る。だから、十六兆という数字、財務大臣も正直に言つていただきたい。おると思うんだけど。この十六兆を、だから何

とかせないかぬわけですよ。  
私も別に、まだこの消費税法が片付かぬ間に次の消費税をどうこうと私も言いたくないし、それは財務大臣も言いたくはないと思いますが、消費税を上げないでプライマリーバランスが達成できるかどうかという質問だつたら、どうお答えになりますか。

○國務大臣(安住淳君) 本当に難しい質問だと思  
います。なかなか大変なことだらうなどと思つてお  
ります。

○磯崎陽輔君 まあね、まあ私も余り無理なこと  
は言ひません。今この難しい、一〇%にする難し  
い審議をやつておる中だから、そこから先のこと  
は言わないのである。

私は、今までだらう無理だと思いますよ、  
されど。どうぞお見付頂くと、うこごち言つて

されば、さっきも利の負担としごとまで言つて  
いただいたけど、それは無理だと思います。無理だし、  
プライマリーバランスを達成したところで借金が  
増えなくなるんですね。そこからやっと減らせ  
るわけだから、そこまで行かないといこの一千兆円  
の借金は減らせないんでしょう。だからこそ我々  
は言つておるので、別に自民党だから景気対策を  
やれと言つているわけじゃない、公共事業をやれ  
と言つて いるわけじゃ決してないんですよ。

昨日までの答弁を聞いてみると、安住さんはや  
はり非常に熱弁をして、金利の話をいっぱいした。  
国債金利、分かりますよ。七百五十兆円借金があ  
るわけだから、一%上がれば七兆五千億円出る。

それから金融機関の担保の問題、これはちょっと数字は、私、納得できなかつたけれども、まあそれが非常に重要な問題でしょ。それから国際的な評価の問題もある。だけどそれは間違つたことを財務省は言つておるわけじゃない、正しいことを言つているんだけど、そればばかり言つたら、いつまでたつても景気が良くならない。

もうこの二年間、私ずっと予算委員会で総理とやつてきたのは、やっぱり国民が何で一番苦しんでいるかといつたら、景気が悪いからでしょ。それでいるかといつたら、景気が良くならない。

円高、デフレの不景気の中で国民が苦しんでいるから、それが一番大変じやないですかと私はずっと言つてきた。だから、今の論理だけでいつたときには、やっぱり財政の論理なんですよ。それはもちろん国家財政が潰れたらみんな転びますよ。それもだから分かるから、今言つたことも大事、財務省の言つ正在ることも大事だけ、やはり政治家たるもののはもつとそれを超えてほしい。あなたが言うことと総理も同じことを言つているから、同じ答弁を、金利が上がると大変だと。もう総理がそう言つたりしたら、おしまいですよ。だから、我々は、今言つたまあ事前防災という話がどれだけ大きい話か小さい話か知らないけれども、しっかりと景気対策をやりながら、そして消費税も、国民に大変申し訳ないけどお願ひしながら、両方やついていきます、必ず景気回復はやつて皆さんの雇用と賃金は守りますと、そういうふうなことを総理には言つてほしいと思うんだ。今日いなから、安住さん、財務省のことだけ言つてちや駄目じやないです。

○國務大臣(安住淳君) 財政の側からのお話を実は先生も分かっていただけだと思いますけれども、国を治めていて、やっぱり本当に言わば今失業率が四%台でありますけれども、賃金ができる上がつて経済的にもつと消費がどんどん活性化をして明るい気持ちになつていただけて、その中でやっぱり社会保障の充実のためにこの消費税というものを御理解いただくということは、私が大変重要なことだと思います。

ただ、問題は、やっぱりこの十年間を見ても、累次の景気対策を自民党も本当に公共投資含めてやつてこられて、しかしながらデフレの脱却ができないと。やはりここは本腰を本当に入れてデフレの原因を突き止めて、お金がどこで詰まつているのか、また、これは日銀にも積極的な金融緩和を、先生も御指摘でござりますけれども、総合的なことを我々もやりながら、何とかこの今のデフレを脱却することで新しい分野が成長をし、そしてそこが日本経済を引っ張つてきながら雇用をつくつていくと。

こういうことをするために、財政としてあらゆることは排除せずにやつぱりやるというふうなことをとで、今、日本再生戦略というのももつておらず、それで、財政的なことで私はいろんなことを言つて、まあ何でも駄目駄目駄目と言つているわけではありませんが、気持ちはそれでそれはもうもちろんそういう姿勢でこれからやつていかなればならないと思っています。

○磯崎陽輔君 だから、財務大臣が金利のことを言つたんだけど、総理があなたと同じ答弁している。それじゃ駄目だと思うんですよ。

国民が今一番願つてゐるのは景気の回復です。景気の回復というのは雇用と賃金の維持向上であります。それをやりながらでないと、できない。私は、別に増税が経済的にマイナス要因だとは思つておりません。いただいたものはまたしきりと使うわけですから。そうだと思いますけどね。

ただ、やっぱり新エネルギーの固定価格買取り制度のような、そういう仕組みをつくることでかなり大幅な私は太陽エネルギーあるいは風力エネルギーの民間のお金が回るようになります。それをやりながらでないと、できない。私は、別に増税が経済的にマイナス要因だとは思つておりません。いただいたものはまたしきりと使うわけですから。そうだと思いますけどね。

だから、そこが具体的な駄目なんですね。

同時にやはり、これは日銀にも金融緩和等で努力をしていただきながら、総合的な面で、今、副総理もおつしやつた、あと規制緩和ですね、そういう総合力を結集してデフレを脱却していくかなればならないと思つております。

○磯崎陽輔君 だから、そこが具体的な駄目なんですね。

まず、金融の話は今おつしやつたけれども、二月の冒頭ごろの予算委員会で、私が、もう日銀総裁辞めたらどうかと言つたら、辞めたらどうかと言つたら、まあ私が言つたせいかどうかは別だけれど、バレンタインデーに大金融緩和をやつたら効いたじやないですか。効かないってまた日銀言ふんですけどね、日銀のせいいじやないって。訳分かんだけどね、日銀のせいいじやないって。訳分からぬ役所だよね、あそこは、役所じゃないのかも言つたら、まあ私が言つたせいかどうかは別だけれど、バレンタインデーに大金融緩和をやつたら効かないけれども。効いたんですね。ちゃんとやつぱり円は円安になつて株価も上がつた。金融緩和をやればやつただけのことは出たんですよ。だから、これはやっぱりしっかり財務省ももつと日銀に言つていかなきやならぬ。我々ももちろん言つております。

成長戦略もいいんです。それはもちろんやらなければ分かっていますよ、私だって。分かっているんだけど、そのところをうまくやらないといけないわけ。だから、今回、さつき言つた財政の機動的対応が可能となる中でという言葉も入れさせていただいわけだから、ここはきちんとやつていかなきやならぬと思う。だから、今、じや、安住財務大臣、デフレ経済の脱却、どうしたらいとしますか。

○國務大臣(安住淳君) 様々なアプローチが必要だと思います。財政的な面で、言わば内需を起こしていく。今、復興需要を見てみましても、必要なことをやればこれは非常に大きな跳ね返り、跳ね返りというのはいい意味での跳ね返りがあります。だから、何とか国民経済の発展のために財政も使うということを考えてほしいと思うんですけどねだから、やっぱりしっかりとやつかりした、しっかりと大盤振る舞いできないのは私も同じ気持ち、大盤振る舞いはできませんよ、今の財政でできないけれど、今回は消費税増税もお願いするわけだから、何とか国民経済の発展のために財政も使うということを考えてほしいと思うんですけどね、岡田副総理、いかがでしょうか。

○國務大臣(岡田克也君) 基本的に委員のおつしやることに、考え方が違うわけではございません。

ただ、一言付け加えさせていただきますと、やはり民間のお金が回るようになります。それをやりながらでないと、できない。私は、別に規制改革であり、ある時に重要で、それは一つは規制改革であり、ある今は今度始まる新エネルギーの固定価格買取り制度のような、そういう仕組みをつくることでかなり大幅な私は太陽エネルギーあるいは風力エネルギーの民間のお金が動く、その誘因に固定価格買取り制度がなるというふうに思うわけです。そういう形で民間の投資を進めていくための政策ということも同時に重要な要素であるというふうに思つております。

それからもう一つ、今、国民の皆さんに消費税の増税をお願いしております。そして、それを買取り制度がなるというふうに思うわけです。そういうことを申し上げております。委員も先ほど、そのことは当然であるという御指摘いただきましたが、そこは誤解を招かないように、またしきりと発信していかなければいけないというふうに考えております。

○磯崎陽輔君 さつきも言つたように、だから、



ただ、長期的な年金の我が党が掲げている制度なども将来的な課題として議論をしていくと。た

だ、法案については、これは、我々としては一つの目標を持つておりますので、それも議論をして

いくというようなことでございます。

自民党的茂木政調会長も、消費税を5%上げた

ときには1%分については充実でいくと、これに

ついては意見が一致しているというようなことも

おっしゃられておりますので、我々は今はそ

う想定で進めているところであります。

○磯崎陽輔君 今、茂木政調会長はと言つていま

すが、加藤先生、どうですか、今のは。

○衆議院議員(加藤勝信君) 今の議論は、一方で

先ほど御議論がありました財政の健全化の道筋と

の当然関係が出来ますから、先ほど申し上げた

ように、党内の中ではそういう議論もさせていた

だいておりますけれども、ただ、先ほど申し上げ

たように、それは合意ではないということである

ことははつきりしているというふうに思います。

それから、この推進法の中で、今度の一〇%の

引上げを前提とした議論かということですけれど

も、目的規定の中で、「附則第百四条の規定の趣

旨を踏まえて安定した財源を確保しつつ受益と負

担の均衡がどれた持続可能な社会保障制度の確立

を図るため」と、こう書いてあるわけですから、

原則は「百四条」というのは今回の一〇%引上げと

いうことになりますから、その中の議論ということになると思います。

ただ、それだけに限るかといえば、それを超え

た議論は当然されてしかるべきだと思いますが、

ただ、その際も受益と負担の均衡が図れていなければならぬということでありますから、当然プロ

ラスアルファが出てくれば、その財源をどう確保するかという議論も当然なされるものと、こう思つております。

○磯崎陽輔君 今のが加藤先生の御答弁で私はいいと思うんですけどね。まあ議論はいろいろあつてもいいでしょ。いいけど、やっぱり財源のない話をまた大風呂敷やると、また同じことを繰り返

すわけであります。

ただ、一方で、一%というのは今日は政府が言つ

てあるだけだということは分かりましたから、今

後はそれも含めて議論する。それを前提に議論す

るのはおかしいと思いますよ。そこはまあ大体そ

れぐらいのめどなのか、それで、もう一%は基礎

年金への補助率のアップですが、これも大体合意

ができるている。私も皆違うと言つておるわけじゃ

ないんで、基本的なところはそうだけど、何かそ

れに固定して考えるのはおかしいんじゃないかと

思ひます。

田村先生、だから子育ての部分も、別に外から

取るわけでもないと言つていますが、いかがで

しょうか、これ、しっかりと議論したら。

○衆議院議員(田村憲久君) 突然の御質問、あり

がとうござります。

今、しっかりと七千億の部分はこの中に確保し

ていただけるという話でございますが、一方で三

千億の部分が心配であるところでございま

す。ただ、それも含めて消費税の、どこで何を使

うかというのは我々は中で合意をしておるわけで

はあります。ただし、それも含めて消費税の、どこで何を使

うかというのは我々は中で合意をしておるわけで

はあります。ただし、それも含めて消費税の、どこで何を使

うかというのは我々が言つておつたわけで

はございませんから、そういう意味で、この三千億

も含めてしっかりと確保をしていただければ、一兆

円という、元々これは我々が言つておつたわけで

はございませんでして、政府が言つておつた子育

てに対する必要な金額でござりますから、これを

確保していただけるものだと確信をいたしております。

以上でございます。

○磯崎陽輔君 大分論理の整理ができたと思いま

たが、その際も受益と負担の均衡が図れていなければならぬということでありますから、当然プロ

ラスアルファが出でくれば、その財源をどう確保するかという議論も当然なされるものと、こう思つております。

ぱり、金利、何か大昔の経済学を持ち出したよう

な話、そんなプロみたいな話はどうでもいいんで

すよ。国民の生活を守るのが国会議員の仕事であ

るということは申し上げておきたいと思います。

ちょっと観点変えますけど、個人番号法案とい

うのはたしか政府は出したと思うんですけど、全

然審議に入つてない。おかしいと思うんですよ。

我々も一生懸命、これ議論をもう既に始めておる

んですが。

それで、問題は、この税制改革法、国税の税制

改革法の七条の中に二か所に個人番号法案って引

用していますよね。そんな法案が衆議院でも全く

審議に入つていない。これは、政府が悪いのか与

党が悪いのか知らないけれど、全くもつてけしか

らぬのじゃないですか、財務大臣。

○国務大臣(安住淳君) 所管は岡田副総理なん

で、私の方から最初に少し申し上げますと、私ど

もにとりましては、やっぱりこのマイナンバー法

は是非成立をして、言わばこの法案というのは、

ある種この税制改正をやつて消費税をお願いをし

て、仮にこの給付付き税額控除をやるときには不

可欠なものだと思っておりますので、何とか成立

をお願いしたいと思っておりますが、現時点で、

今先生御指摘のように、様々な事情はあるにして

お困りの御指摘のように、様々な実務者の皆さんで精力的なお話し合いをして

ので、是非国会での議論を進めていただきたいと

思います。

いろいろな問題点があれば各党間で話し合つて

いただいて、そして修正ということも当然それは

あり得るというふうに思いますので、是非各党間

の話し合いを進めていただきたいというふうに考え

ております。

○磯崎陽輔君 はつきり申し上げて、この問題は

自民党はもういつでも審議に入つていいと言つて

おるんですよ。与党の方がつるし下ろさないん

ですよ。しかも、今言つたこと、税制改革法の中

に引用しておるんですよね。この法律の名前が

入つているんです。どういうことをしているのか

分かるように説明してもらえますか、もうちょ

と。

○国務大臣(岡田克也君) 各委員会で法案をどう

いう順序で議論していくかということは理事間

で話し合われていることでもござりますので、

ちょうど私、これ以上のことを政府から申し上げ

るのは適当でないと思います。

ただ、そこは委員のお考えと私は全く同じであ

りますので、この法案、非常に重要だし、社会保

障・税一体改革と密接に結び付いた法案でありま

すので、この国会では是非成立をお願いしたいとい

うふうに考えております。

○磯崎陽輔君 皆さんとのところは政府・与党一

體で動いていないと聞いております。極めて遺

憾なことがありますし、政府としても、与野党の

間で様々な実務者の皆さんで精力的なお話し合いをして

お困りの御指摘のように、様々な実務者の皆さんで精力的なお話し合いをして

お困りの御指摘のように、様々な実務者の皆さんで精力的なお話し合いをして

お困りの御指摘のように、様々な実務者の皆さんで精力的なお話し合いをして

お困りの御指摘のように、様々な実務者の皆さんで精力的なお話し合いをして

お困りの御指摘のように、様々な実務者の皆さんで精力的なお話し合いをして

お困りの御指摘のように、様々な実務者の皆さんで精力的なお話し合いをして

○國務大臣(岡田克也君) これは衆議院の内閣委員会の中での話で、我々政府としてもなかなか言

い難いところはあるんですが、今財務大臣が申

上げましたように、非常に重要な法案であります

もらえませんか。

○委員長(高橋千秋君) 私の委員長としての個人的感想はここでは控えさせていただきます。

○磯崎陽輔君 理事会で協議するぐらいは言つて



んな状況があつて、一般会計からの多額な繰り出しがしてゐる。それが今の日本の状況でありますから、余り固く考えないで、せつかく三党協議の場で、法律が通つたらその場で議論すると総理も御答弁していただきましたから、もっと柔軟に一から、我が党の専門家の皆さんも交えて、虚心坦懐に御議論をいただければいいのではないかと申います。

今日はまた災害の話をしたわけですが、今言つたように、もう一度最初の話をしたいわけあります。来年度の今ごろにもう一度、もうちょっと後になるのかもしれませんけど、最終的なこの消費税法のあれを停止するのかどうかといふ議論をする。もちろんそれまでには衆参両院の選挙は行われておる、それはもう確かなわけであつて、補正予算を考えなきやいかぬと思ひますよ。きちっとした補正予算を考えて、なるほどこれだけは政府はやる気だということを出さなきやいかぬことはやつぱり私は求めていきたいと思ひますし、ただ、その前にやはり解散をして国民の信を問うのが消費税法案を上げるのを先にしたという以上は皆さんのお役目だらうと思いますが、今

ります。その時の政権が判断をするわけでありま  
すけど、ただ、名目三%、実質一%、それは行く  
はずがないと思います、私は。だからそれは努力の  
目標でいいんだろうけれど、やっぱりデフレ状態が  
ぐらいは何とか脱しておかないと、これは国民の  
かなか納得しませんよ。物価がほんほんほんほん  
下がるときに消費税だけ上がる、これはやっぱ  
国民納得せぬと思います。

たから、そのためにはさつき言へたよのはじめに、きちんとしたやつぱり財政出動も含む景気対策をしつかりとやるということが私はこれは不可欠であります、もう一度財務大臣の御答弁を聞きたいたいと思います。

（国務大臣 安住淳君）附則の十八条の三項のこところは経済の好転ということを明確に書いておりますので、私どもとしても、様々な手段を駆使して、財政、金融、それから民間の投資促進、やはり経済の様々なデータを上向きにしていくということをやつていかなければ、今委員御指摘のようないくつかの懸念を国民の皆さん持つておられる中で、それを払拭しないと、環境やつぱり整わないといけないと私は思つておりますので、そうした点では、今年の秋以降、来年のこの、多分判断をするのは

（○議場） 例え様々な事務的な準備等を踏まえると、まず一つの目安としてはやつぱり導入の半年前ぐらいかなというふうに思いますが、その時点の中で経済状況の好転を何としても成し遂げたいと思っております。

○磯崎陽輔君 そのためにはやつぱり態度を示さないといかぬと思いますよ。我々は解散要求してますから変な要求かもしれませんけど、やつぱり補正予算考えなきやいかぬと思いますよ。きっとした補正予算を考えて、なるほどこれだけ政府はやる気だということを出さなきやいかぬということはやっぱり私は求めていきたいと思いますし、ただ、その前にやはり解散をして国民の信を問うのが消費税法案を上げるのを先にしたという以上は皆さんのお役目だらうと思いますが、今日は総理はいませんので、そこはぐちやぐちや言いませんけれど。

さつきの個人番号法だけはしっかりとやらないと採決しませんからね。それだけ申し上げて、今日は終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○塚田一郎君 おはようございます。自由民主党の塚田一郎でございます。よろしくお願ひいたします。

安住大臣はしばらくぶりでございます。ごぶさたをしておりまして、御活躍、何よりであります。衆議院で法案が可決をしたということになりますけれども、本来、衆議院は与党のホームであります、多數を持っていたはずですから。それでもかなりの退場者を出してようやくの可決であります、参議院はアウトですから、これ簡単には本来いかないということは財金の委員会で何度も申し上げているとおりでありますが、その成立に向けて、まず安住財務大臣の意気込みを聞かせていただければと思います。

○国務大臣（安住淳君） 本当に日ごろ財金で大変お世話になりましてありがとうございます。

こういうねじれ国会の中での、三党合意を得て、こうして今、答弁席に閣僚以外で三党の政策責任

例えば様々な事務的な準備等を踏まえると、まず一つの目安としてはやつぱり導入の半年前ぐらいかなというふうに思いますが、その時点の中で経済状況の好転を何としても成し遂げたいと思っております。

○磯崎陽輔君 そのためにはやつぱり態度を示さないといかぬと思いますよ。我々は解散要求してますから変な要求かもしれませんけど、やつぱり補正予算を考えなきやいかぬと思いますよ。きっとした補正予算を考え、なるほどこれだけ政府はやる気だということを出さなきやいかぬと私はいうことはやっぱり私は求めていきたいと思いますし、ただ、その前にやはり解散をして国民の信を問うのが消費税法案を上げるのを先にしたといふ以上は皆さんのお役目だろうと思いますが、今日は総理はいませんので、そこはぐちやぐちや言いませんけれど。

さつきの個人番号法だけはしっかりとやらないと採決しませんからね。それだけ申し上げて、今日は終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○塚田一郎君 おはようございます。自由民主党の塚田一郎でございます。よろしくお願ひいたしま。

安住大臣はしばらくぶりでいらっしゃいます。どうぶつたをしておりまして、御活躍、何よりであります。衆議院で法案が可決をしたということでありますけれども、本来、衆議院は与党のホームであります、多数を持っていたはずですから。それでも

かなりの退場者を出してようやくの可決であります  
ですが、参議院はアウェーですから、これ簡単には  
本来いかないということは財金の委員会で何度も  
申し上げているところりますが、その成立に  
向けて、まず安住財務大臣の意気込みを聞かせて  
いただければと思います。

○国務大臣(安住淳君) 本当に日ごろ財金で大変  
お世話になりますてありがとうございます。

こういうねじれ国会の中で、三党合意を得て  
こうして今、答弁席に閣僚以外で三党的政策責任

者の方々が答弁に立つていただいていることは、私は野党経験が長いですから、増税法案に野党の方々に賛同をいただくというのには、やっぱりこれは大変なことだということを、私は国会対策委員長をやつてもおりましたので心得ておりますので、この法律の大切さというものを十分守りながら、成立に向けて参議院でも是非御協力をいただきたいと思っております。

○塚田一郎君 是非、我々もしっかりと見守っておりますが、何でもオッケーではありませんので、しっかりとした議論の上で、いい形でそういう方向になればそぞなりますし、どうでなければどうなるか分かりません。そのお気持ちできちつと取り組んでいただきたいと思います。

財政金融委員会の代表でありますので、消費税法案の関連で今日は御質問をさせていただきます。

まず、現在の消費税の税収、そして5%に引き上げたときの税収の見込みをそれぞれ教えていただけますか。

○国務大臣(安住淳君) 平成二十四年度予算において、国の消費税収を十・四兆円、約ですね、地方税収を二・六兆円とそれを見込んでおり、国、地方合わせて現行の消費税収は十三・一兆円と見込んでおります。

新たに二〇一五年時点で5%引き上げた場合の消費税収はやや增收を見込んでおりまして、十三・五兆円程度というふうに見込んでおります。

○塚田一郎君 消費税増税で経済成長にも影響があるということが考えられるわけですが、その中で、あえて今よりも引上げ時の税収が高くなるというふうに見込まれているのはどういう理由ですか。

○国務大臣(安住淳君) 私どもとしては、名目、実質の成長率というものは、今の内閣府の中長期試算での慎重シナリオでも、二〇一三年度で名目一・七、一四年度で二・六、二〇一五年で一・八、これは実質ですと一・五、〇・七、〇・九となります。こうした成長分を税収に当てはめると、計

者の皆さん方が答弁に立つていただいているということは、私は野党経験が長いですから、増税法案に野党の皆さんに賛同をいただくというのは、やっぱりこれは大変なことだということを、私は国会対策委員長をやつてもおりましたので心得ておりますので、この法律の大切さというものを十分守りながら、成立に向けて参議院でも是非御協力をいただきたいと思っております。

○塚田一郎君 是非、我々もしっかりと見守っておりますが、何でもオッケーではありませんので、しっかりとした議論の上で、いい形でそういう方向になればそうなりますし、そうでなければどうなるか分かりません。そのお気持ちできちんと取り組んでいただきたいと思います。

財政金融委員会の代表でありますので、消費税法案の関連で今日は御質問をさせていただきます。

まず、現在の消費税の税収、そして5%に引き上げたときの税収の見込みをそれぞれ教えていただけますか。

○国務大臣 安住淳君 平成二十四年度予算において、国の消費税収を十・四兆円、約ですね、地方税収を二・六兆円とそれぞれ見込んでおり、国、地方合計で見ると消費税収は二・一兆円と見

地方合わせて現行の消費税収に十三・一兆円と見込んでおります。  
新たに二〇一五年時点で五%引き上げた場合の消費税収は、やや增收を見込んでおりまして、十三・五兆円程度というふうに見込んでおります。  
○塙田一郎君 消費税増税で経済成長にも影響が

あるといふことが考えられるわけですか。その中で、あえて今よりも引上げ時の税収が高くなると、いうふうに見込まれているのはどういう理由ですか。

○国務大臣(安住淳君) 私どもとしては、名目、実質の成長率というものは、今の内閣府の中長期試算での慎重シナリオでも、二〇一三年度で名目一・七、一四年度で一・六、二〇一五年で一・八、これは実質ですと一・五、〇・七、〇・九となります。こうした成長分を税収に当てはめると、計

算上は一%当たり一・七兆という計算をさせていただいて、その方が言わば上積みをされるという計算になります。もちろんこの計算には、消費税率の引上げ 자체が名目GDPを押し上げる効果が先生御存じのようになりますから、これを引いて補整をした後の数字で計算すると一・七兆という計算をさせていただいたということでございまます。

○塚田一郎君 前回、衆議院の特別委で、その一%、二・一・七兆円、十三・五兆円の根拠として一・六%の経済成長という発言を大臣されていましたが、これはそういう理解でよろしいのか。多分名目だと思いますが、実質なのか名目なのか、その点、確認いただけますか。

○國務大臣(安住淳君) 名目でなればと、一・七、二・六、一・八と、二〇一三、一四、一五と行きます。これを、先ほど私申し上げたように、名目GDPを押し上げるこの効果を排除して計算をすると、二〇一三年度で一・七、そして二〇一四年度で一・〇、そして二〇一五年度で一・三ということです。ざいますので、これを平年化をしておむね一・六ということにしました。

○塚田一郎君 お手元に配った資料でございますが、これは同じ内閣府の経済社会研究所が出している短期日本経済マクロ計量モデルという資料の中から引用をさせていただいております。分かりやすいように拡大をしたんですが。

これは、要するに一%の引上げを基準としてどの程度のGDPの成長率のマイナスが出てくるかということなんありますけれども、これを見ると、引上げ年の成長率がマイナス〇・三三ポイント下がるという予測です。税率を五%から八%に上げると、したがって三%で約一ポイント、八%から一〇%に上げると更に〇・六ポイント成長率が下がるというのがこの試算なわけでありますけれども、こういった要素を勘案してもそれだけの税収、つまり成長率と税収が得られるというふうに考えていらっしゃるんですか。

○國務大臣(安住淳君) はい。この資料は先生

おつしやるとおりでござります。

ただ、この資料のモデルのシミュレーションは、消費税を引き上げた場合の負担増を基に計算をして負担増効果のみでやつている数字でございますので、そういう点では、還元される社会保障給付等を織り込むと、これが国民に事実還元されますので、その分の効果を織り込めば私が先ほど言つたような見通しになつてくれるのではないかと思つております。

○塚田一郎君 かなり期待感を持つてのお話です。それは私はそう簡単にいかないんではないよね。それは私はそう簡単にはないんではないかなということを今日は少し議論をしたいと思つております。

○塚田一郎君 かなり期待感を持つてのお話です。それでは、今後三年間の経済成長見通し、これは、資料に付けたような、資料の二番のような試算も出ていますが、慎重シナリオ、成長シナリオ等ですね、これについて、今後三年の経済見通しと物価上昇について、まず内閣府の石田副大臣から御説明いただきたいと思います。

○副大臣(石田勝之君) お答えいたします。

委員の資料もありますように、まず実質成長率は、二〇一二年度に一・一%程度の見通しとなっております、その後、二〇一三年度及び一四年度は、慎重シナリオで一・五%程度、そして一四年は〇・七%程度、成長戦略シナリオでは、一三年が二・一%程度、一四年が一・四%程度の試算になつております。

次に、名目成長率は、二〇一二年度に二・〇%程度の見通しとなつております、その後、二〇一三年度及び一四年度は、慎重シナリオでは一・七%程度、一四年は二・六%程度、成長戦略シナリオでは二・七%程度、四・一%程度の試算結果になつております。

また、消費者物価上昇率は、二〇一二年度に

〇・一%程度の見通しとなつております、その後は、一三年度及び一四年度の慎重シナリオでは、一・五%程度、三・一%程度、成長戦略シナリオでは、一・一%程度、三・八%程度の試算結果になつております。

以上でございます。

○塚田一郎君 今細かく御説明をいただきましたけれども、まず特徴的に言えることは、引上げ年の一、二年度にプラス〇・二%、二〇一三年度にプラス〇・七%ほどを見込んでおります。

○参考人(白川方明君) お答えいたします。日本銀行は、今月十二日の金融政策決定会合におきまして、二〇一三年度までの経済・物価見通しに関する評価を行いました。

日本銀行は、今月十二日の金融政策決定会合におきまして、二〇一三年度までの経済・物価見通しに関する評価を行いました。日本銀行は、今月十二日の金融政策決定会合におきまして、二〇一三年度までの経済・物価見通しに関する評価を行いました。

日本銀行は、今月十二日の金融政策決定会合におきまして、二〇一三年度までの経済・物価見通しに関する評価を行いました。日本銀行は、今月十二日の金融政策決定会合におきまして、二〇一三年度までの経済・物価見通しに関する評価を行いました。

昇していくふうに判断しています。数字で申し上げますと、除く生鮮食品のベースで、二〇一二年度にプラス〇・一%、二〇一三年度にプラス〇・七%ほどを見込んでおります。

お尋ねの二〇一四年度につきましては、数字自体はこれは十月の展望レポートでお示しする予定でございますけれども、先ほど申し上げました基本的な想定、つまり海外経済がいずれ回復経路に復していく、その下でその後成長を続けるということでございますと、日本経済も引き続き持続的な成長経路をたどるというふうに判断しております。物価は、二〇一三年度にかけてゼロ%台後半となりました後、一%に速からず達する可能性が高いと考えています。

ただ、冒頭申し上げましたとおり、欧州債務問題、これは最大の日本経済のリスク要因でございますから、私どもとしては、予断を持つことなく経済の見通し、物価の見通しを点検していきたいと思います。物価は、二〇一三年度にかけてゼロ%台後半となりました後、一%に速からず達する可能性が高いと考えています。

○参考人(白川方明君) お答えいたします。日本銀行のこの見通しは、現在消費税につきまして国会で審議中であるということを踏まえまして、見通しには織り込んでおりません。したがいまして、先ほどの内閣府の方からお示しされた数字の中でも、私どもとしては消費税を織り込んでいないという数字だとうふうに理解をしているんですが、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○参考人(白川方明君) お答えいたします。日本銀行のこの見通しは、現在消費税につきまして国会で審議中であるということを踏まえまして、見通しには織り込んでおりません。したがいまして、先ほどの内閣府の方からお示しされた数字の中でも、私どもとしては消費税を織り込んでいないという数字だとうふうに理解をしているんですが、そういう理解でよろしいんですか。

三・八ということで、今日銀が示している展望のレポートだとようやく二〇一四年に一%ぐらいに

なる、遠からず達成するという可能性が更にこの消費税の引上げによって二ボイント以上も高くなることの、そういう見通しをされているとお理解でよろしいんですか。

○参考人(白川方明君) お答えいたします。それからもう一つ、慎重シナリオと積極シナリオ、この違いがございます。積極シナリオの下では、これは様々な構造改革の成果が上がってくるということで、私どもはそれを大いに期待しておりますけれども、しかしこの点についてはこの後具体的にどういうふうな取組がなされていくかにも依存しますので、そのところにつきましては、私どもは、見通しの上で、留意事項、上振れリスクと、上振れの可能性としております。

したがいまして、慎重シナリオ、それから消費税の引上げなしというケースで比較しますと、日本銀行の見通しと政府の見通しはこれはおむね整合的だというふうに思つております。

○参考人(白川方明君) お答えいたしました。二〇一三年度を超えて二〇一四年度に入ったときに一%台に遠からず達するというふうなのが今私どもの見通しでございます。二〇一四年度は、なんですが、三%ぐらいの消費者物価指数になる可能性は十分あると日銀も考えているという理解でよろしいんですか。

○参考人(白川方明君) お答えいたしました。

二〇一三年度を超えて二〇一四年度に入つたと

きに一%台に遠からず達するというふうなのが今

私どもの見通しでございます。二〇一四年度は、

これ消費税の引上げがあつた場合、これはその分がオシナれます。もちろん最終的にどの程度転嫁されるかということがありますけれども、仮にそれが一定の前提を置いて、例えば二%だというふ

うに考えますと、その二〇一四年度について見ますと、その分がオンされるということはそのところです。

○塚田一郎君 私はこの見通しが非常に楽観的過ぎると思っています。というのは、この間の消費者物価の動向を見ていると、前回の消費税引上げ時も含めて、三%などという数字はほとんど見られていないわけです。

日銀総裁、多分手元に資料があると思うので分かつたら教えていただきたいんですが、前回の引上げ、九七年の時点の消費者物価はどうぐらいの水準になつていましたか。

○参考人(白川方明君) 今手元に一九九七年の数字それ自体がございません。ただ、先生の御質問の趣旨は、消費税率が引き上げられた場合に、その場合に一定の価格転嫁で消費者物価上昇率が上がるのかと、それはどの程度上がるのかというところでございます。

これは、基本的に消費税引上げの対象品目がどの程度かに依存いたします。先ほど内閣府の計算、あれは、数字を逆算いたしますと大体全体の引上げ幅の中で七割から八割ぐらいが上がっていくと、いう計算に立っています。これは、もうそういうふうな最終的に国会がどのような取扱いをするかに実は依存しておりますので、しかし、そういう前提を置きますと、税率掛けるカバー率ということで物価上昇率は上がつてくるということになつてまいります。

○塚田一郎君 私の手元の資料ですと、大体九七年が一%台です。その後少し上昇をしますけれども、それでも二%ぐらいの数字ですから、三%という数字は前回のいわゆる引上げ時にはそういう数字は出でていません。

さらに、今日銀總裁がおっしゃったのは重要なポイントで、需給ギャップの問題です。九七年の引上げ時の需給ギャップというのはほとんどありません。むしろ需要不足よりもやや供給があつたような状況で、需給ギャップがないということは消費税の増税をそのまま価格に転嫁できる環境下

に前回の引上げ時はあつたと。それでも消費者物価の上昇率は一%、二%ぐらいの水準だとして、それでございます。

○國務大臣(安住淳君) 慎重シナリオ、それからもう一つは成長シナリオでこういうふうな道筋を逆に言えばたどつていかなければならぬというふうなことを私どもは思つております。

○参考人(白川方明君) 需給ギャップの話でいうと、国内の今の需要といふのは、一・三だけを見ますれば比較的堅調であります。今、それは復興需要等がございますけれども、三つばかりあると思います。

一つは、欧州向け、あるいは中国など欧州との結び付きの深い地域向けの輸出が大きく下振れる可能性や、あるいは企業マインドが悪化し、設備投資などが抑制するおそれが考えられます。

第二に、グローバルな投資家のリスク回避姿勢が強まりまして、安全資産として円が買われ、円高に振れる可能性がございます。

第三に、金融を通ずる経路が考えられます。日本の金融システムは、幸いこれは非常に安定しておりますけれども、リーマン・ショックの後の経験が示しますように、国際的な資金市場が不安定になりますと、これは日本経済にも影響が及んでまいります。こうしたことが仮に起きた場合には、日本経済には、それから物価にもこれ下振れ要因ということになつてまいります。それから、米国経済の回復力、あるいは新興国、資源国経済が物価安定と両立する形で経済の回復を実現していくのか、つまりソフランディングを果たせるのかといふことも、これも大きな不確実性要因だとして意識する必要がございます。

○塚田一郎君 でも、つまり何が言いたいかといふと、期待しているような税収は得られないんじゃないですかということがまず一つです。それと、引上げのタイミングが非常に悪いタイミングだということをやはりもう一度しっかり認識しないと、今回は前回以上の経済的なマイナス要因がないと、今は前回以上の経済的なマイナス要因が大きくなりリスクとしてあるということをまずきつと認識をしていただかないといけないということなんです。

経済の来年の引上げ判断に向けてのリスクといふものもあるわけで、日銀總裁にお伺いをしたいのですが、今後の経済のリスク要因、その場合、成

長率、物価上昇にどういう影響があるか、御説明いただけますか。

○参考人(白川方明君) お答えいたします。

○参考人(白川方明君) 経済、物価の先行きを考えた場合に、様々な過誤がありますけれども、一番大きなものとしては、まず欧州債務問題、これが今後の展開でございます。これを当面最も強く意識すべきだというふうに考えております。

少し細かい話になつて恐縮でございますけれども、この欧州債務問題が日本経済に与える影響といたことでござりますけれども、三つばかりあると思います。

一つは、成長シナリオがおつしやつてあるような向上おりまし、またそのためいろいろなことはやらないといけないとは思いますので、委員御指摘のように、これが逆の方に広がつていて、それがどういうふうに推移をしていくかと。私はできるだけ埋まる方向に行くのではないかと期待しておりますし、またそのためいろいろなことはやらないといけないとは思いますが、今後この需給ギャップがどういうふうに推移をしていくかと。私はできるだけ埋まる方向に行くのではないかと期待もしておられます。

このように、これが逆の方に広がつていて、それで消費税が上がるというふうな、そういう状況は何としても避けたいというふうに思つております。

○塚田一郎君 でも、つまり何が言いたいかといふと、期待しているような税収は得られないんじゃないですかということがまず一つです。それと、引上げのタイミングが非常に悪いタイミングだといふことをやりますが、これは本当にリスクとしてあるといふことをまずきつと認識をしていただかないといけないといふことに見えます。

○國務大臣(安住淳君) もう一つ付け加えれば、不安定な要因といいますか、我が国にとつては、やつぱり中国の経済や政治体制というのが今後どういうふうな推移をしていくかといふのは、これは多分経済界も注意をしていると思います。

確かに、そういう意味では外的な要因が不安定要因でございますので、これから先のことを予見をすることほども難しいわけでございますが、ただ、私としては、そこから派生している例えば問題、円高もそうでございますし、そうした

に考えております。

○塚田一郎君 非常に外需に不安定要素があるととしては見ていいきたいといふに考えています。

○参考人(白川方明君) いうことを今日銀總裁はおつしやつてあるわけで、そうした状況で到底その三%の消費者物価上昇という数字は、私は余りにも非現実的な試算だと思います。

財務大臣、どう思われますか。

○國務大臣(安住淳君) 慎重シナリオ、それからもう一つは成長シナリオでこういうふうな道筋を逆に言えばたどつていかなければならぬというふうなことを私どもは思つております。

○参考人(白川方明君) 需給ギャップの話でいうと、国内の今の需要といふのは、一・三だけを見ますれば比較的堅調であります。今、それは復興需要等がございますけれども、三つばかりあると思います。

○参考人(白川方明君) はアメリカ経済始め、こうした要素というの是非常に不安定な要素があつて、仮に今年から来年にかけて、そうした要素がマイナスの要因になつて成長率が財務大臣がおつしやつてあるような上向きトレンドから下降になつたと、ちょうど一年後ぐらいにそういう要素が出てきたというときに、その状況で果たしてその二十六年四月の増税といふふうにできるのかということなんですね。

○参考人(白川方明君) 一・七%、日銀の数字でいえば、来年見込んでいたものが下方修正をされて今年よりもかなり下がつていくと。そうすると、二%今年あつたとして、来年一・七で、もう下がつてているわけですから、更に下がるような局面になつたときには、そういう場合に、財務大臣として半年後の、つまり来年の秋の時点で立つて半年後の引上げということをやめるという判断をこれはしなければいけない局面が出ると思うんですね。どういうふうに考えられますか。

○國務大臣(安住淳君) もう一つ付け加えれば、不安定な要因といいますか、我が国にとつては、やつぱり中国の経済や政治体制というのが今後どういうふうな推移をしていくかといふのは、これは多分経済界も注意をしていると思います。

確かに、そういう意味では外的な要因が不安定要因でございますので、これから先のことを予見をすることほども難しいわけでございますが、ただ、私としては、そこから派生している例えば問題、円高もそうでございますし、そうした

ものに対して、政府として対応できることについてでは随時臨機応変に対応していきたいとも思いましたし、一方で内需をしつかりそれでも下支えをしていくと。

先生御指摘のように、ある種やつぱり不ガティブな考え方立つて、じゃそれをそうさせないためにはどうするかということは考えないといけないと思いますけれども、一齊に下向きになつて、言わば経済が底に落ちていくような状況になつたらどうするんだということは、それは考慮の余地は出てくると思います。それは、三項に書いてあることは、ですから、経済の好転を条件にというふうにこれは書いてありますので、時の政権がしっかりと様々な経済データに基づいて判断をしていただかなければならぬと思います。

ただ、私としては、樂觀的過ぎるのではないかといつも大変統計的に、理論的に塚田さんにはお話をしていくだけおありますけれども、何とか上向きにするために、あらゆることを通して私は環境の整備に努めていきたいと思つております。

○塚田一郎君 大臣の努力は分かります、もうずっと御説明いただいておりで。ただ、そなうならないときの判断を、まあ財務大臣であられるかどうかは分かりませんが、しなければいけない、時の政権としてですね。今具体的に申し上げていることは、今日銀なり政府が予想しているような成長からマイナスの要素が出てきて、そういう実現可能性が低くなつて断しなければいけないと思うんですよ。そういうことについて、財務大臣として、今お立場で、そういう停止といふことは景気が良くならないのであれば判断をするという、そういう理解でよろしいですね。

○國務大臣(安住淳君) 私個人の問題ではなくて、附則の十八条の一項、二項、三項に照らし合せて、時の財務大臣なり時の内閣が判断をすることになると思います。

しかし一方で、議会において、それはもし停止をするとすれば法律事項になりますので、やはりそこは国民的な議論をしつかりしていただく上で、そうした判断材料に基づいて、そのときの国

会においても最終的に議決という形で停止をするということになりますので、私はそうした点では、法律に基づいて、法律にあえて言えば照らし合わせて時の財務大臣なりが助言することによって、総理大臣なり内閣が判断していただくことになると思います。

○塚田一郎君 それはちょっと無責任だと思います、答弁として。やはりそれは、時の政権の財務大臣が判断をするといつても、今この法案を出し

てある時点で国民に対してどういう見通しで停止ということが行われるのかという方向性を示せないようであつたら、それはただ丸投げをしているだけの話で、具体的に経済が悪くなつたときにそれが果たして説得力があるのかということについての今財務大臣としての見解を私は求めているんであります。リーマン・ショックのような大きな成長率が下がつてくるようなときに、それでも総合的に判断をしたら引き上げますといふこと

のは、停止を含めた所要の措置を講ずるときの環境がどうなつてゐるのかということに対する質問だと思います。

ですから、私は、無責任なことではなくて、この法律が成立した後は、この法律に従つて、ここに書いてあるとおり、経済状況の、これは十八条の三項でございます、一項、二項の努力をして、半年後の引上げを私はやめるということを決

定した。その中にある、いわゆる委員の御指摘といふのは、停止を含めた所要の措置を講ずるときの環境がどうなつてゐるのかということに対する質問だと思います。

○國務大臣(安住淳君) 私が申し上げておりますのは、この法律を三党合意でまとめさせていただきました。その中にある、いわゆる委員の御指摘といふのは、停止を含めた所要の措置を講ずるときの環境がどうなつてゐるのかということに対する質問だと思います。

ですから、私は、無責任なことではなくて、この法律が成立した後は、この法律に従つて、ここに書いてあるとおり、経済状況の、これは十八条の三項でございます、一項、二項の努力をして、半年後の引上げを私はやめるということを決

定した。その中にある、いわゆる委員の御指摘といふのは、停止を含めた所要の措置を講ずるときの環境がどうなつてゐるのかということに対する質問だと思います。

○國務大臣(安住淳君) 私が申し上げておりますのは、この法律を三党合意でまとめさせていただきました。その中にある、いわゆる委員の御指摘といふのは、停止を含めた所要の措置を講ずるときの環境がどうなつてゐるのかということに対する質問だと思います。

○國務大臣(安住淳君) 私が申し上げておりますのは、この法律を三党合意でまとめさせていただきました。その中にある、いわゆる委員の御指摘といふのは、停止を含めた所要の措置を講ずるときの環境がどうなつてゐるのかということに対する質問だと思います。

○國務大臣(安住淳君) ですから、名目、実質の経済成長率に、速報値等で出てくるわけですね、経済成長率に、速報値等で出てくるわけですね、塚田さん。それから、日銀のそれは短観もありますし、様々な経済指標をここでは、物価動向もそ  
うだし、私はあえて言えば、多分失業率、それから求人倍率なんかも、いろんなことが出てきます  
ます。ですが、やるべきときにやらない、やるべきときにやる。いずれにしても、それはまさしく日本の政治の将来を、命運を決めるような、左右するような大きな決断でありますので、時の政権がまさしく、もつと言えば内閣総理大臣がきちんと全体のその条文に則して最終的には自らの責任で判断すると、こういうことだと私は思つております。

○塚田一郎君 まあごもつともな説明ですけれども、それは非常に、今の国民的議論からすると、そういう部分を残したままこの法律が通つていいといけませんから、私はそこは、全てのデータが本当に悪い状況になつて、どうもこれは例えれば世界的な規模で恐慌にまで発展するような状況になりかねないとか、そういうことが顕著に出ていたときに、まあちょっと脱線するかもしれない、あなたの体は大丈夫だから手術をしましようなんというものは名医でないわけです。

そこはお互に十分に分かった上で、私としては、何としてもその方の体力を回復して、がんと元気になつてもらって四十キロ走つても大丈夫ですとお願いをすると、ということを何としても成し遂げます。  
○塚田一郎君 そんな、条文に沿つて説明をするときには、当たり前のことなわけですね。総合的に判断を取られて財務大臣になつても、この法律に忠実にやつていただくことが大事だと思つています。  
○塚田一郎君 まあ来年財務大臣が櫻井議員などは別として、ちょっとと今の例えは納得のいい例えですよね。もう経済ですから、当然人の体もそうですが、生き物ですからいろんな要素があります。リーマン・ショックのような大きな問題あるいは東日本大震災のようなそういうリスクは当然停止の要因になると思います。そういうことだけではなくて、経済全般に言つたような海外の経済の動向ですとかで非常に下振れリスクが出てきたときにもそういう停止の判断というのはする可能性があると、そういうことでよろしいですか。

○國務大臣(岡田克也君) これは、やはりそのときの政権の命運を懸けた判断だと私は思います。総合判断と書いてありますが、その判断を誤れば、これは日本にとって、どちらの誤りもあると思うのですが、やるべきときにやらない、やるべきときにやる。いずれにしても、それはまさしく日本の政治の将来を、命運を決めるような、左右するような大きな決断でありますので、時の政権がまさしく、もつと言えば内閣総理大臣がきちんと全体のその条文に則して最終的には自らの責任で判断すると、こういうことだと私は思つております。

○塚田一郎君 まあごもつともな説明ですけれども、それは非常に、今の国民的議論からすると、そういう部分が私ははあるということをやつぱり十分認識をしていただきたいと思います。

この議論でもう時間になつちやうので次に行きますけれども、実際消費税の税収が仮に上がつたとしても全体としての税収は上るとは限らない。過去の引上げ時にはまさにそういう状況が起きていました。

資料の一番を再度見ていただきたいんですけれども、ここの赤線、下線を引いた部分に書いてあります

が明確にこの試算の中でも書かれております。消費税による増収よりも小幅にとどまるということをGDP比で〇・四二、二・三年目は〇・一八。これをGDP五百兆と仮に試算をすると、それぞれ二・一兆円、一・四兆円ということで、一年目で二・一兆円、二年目以降は一・四兆円しか改善しないという数字になるんですね。

政府が見込んでいるような、そんな税収が上がっているという見込みは到底実現できないと思うんです

が、それについてどう思われますか。

○国務大臣(安住淳君) 消費税の税収の安定性といふのは、余り景気に影響されないで入つてきまつたので、これは社会保障にふさわしいだろうといふことで、これは御党も含めて同じ認識だと思います。

つまり、委員の御懸念というのは、所得税や法人税などが景気の影響によってこれは下がつていい可能性はあるじゃないかと。ですから、それを考えれば消費税の引上げ時の配慮というか、そういうことが大事だということだと思います。

よくそこで例に出るのが九七年の話なわけであります。この統計を見ても、ただ、これは何度も申し上げていますが、消費税のみを取つてこれを断つる方もおられますけれども、財務省としての判断は、その後のやつぱりアジア通貨危機や山一とか拓銀の問題もありました。金融機関におられましたから、私よりもはるかに塚田先生そういうことは御存じなわけですが、あの当時はやつぱり不良債権という大変深刻な問題が我が国の経済を覆つていまして、そうした中でのやつぱり税収減が

あつて、時の橋本政権はそういう中で景気対策も含めて様々な減税措置を講じておりましたから、たとえば、私は一概にはなかなかいたとしても全体としての税収は上るとは限らないの

言いくらいあるし、平年でならしていったときには経済動向と消費税を5%に上げたことを

リンクして考えることに対する根拠も余りないのではないかとも思つてゐるんです。

というのは、小泉総理になって、このお示しいただいた表でいいますと、〇七年が五十一兆まで戻つていますね、塚田さん、これ。不良債権を処理して、やっぱりデフレであつてもこれは税収が上がつているのは景気が良かつたらだと思ふんですね。私は、小泉総理のやられた不良債権の処理というのは、大変な痛みを伴いましたけれども、結果的には体力を付けたし、アメリカの好景気にも支えられたと。実は、このときは地方に税源移譲していますから、それを入れると九七年の五十兆を実は上回つてぐらの税収を見込まれたと思います。

そういうことから考えると、下振れのリスクを、先ほど日銀裁も申し上げましたが、これを何か防いで、経済のやつぱり状態を維持することが私は肝要だと思っておりますので、所得税や法人税が急激に落ち込まないような対策というものは取つていかなければならぬと思います。

○塚田一郎君 今財務大臣が引用されたのは資料三のところだと思いますけれども、確かに一時的に税収は五十兆円台に戻つてゐるところが二回あります。ただ、現実問題には、九七年の五十三・九兆円のピークを超えることは実際ないんですね。しかも、その後ずっと下降をして三十八兆円まで下がり、さらに四十兆円の数字が今は大体現実的なラインですが、そのレベルまで来て今度の消費税の引上げということになるわけですね。

したがつて、その後の資料四を見ていただくと分かるんですけど、まさに所得税、法人税、これはもうどんどん下がつていくという状況で、もう消費税しかないから消費税で何とか財源を確保しよう。恐らく、十三・五兆円という数

字が消費税で実際に得られるとして、所得税と逆転するわけです。

そういう財源の中で消費税を上げていくということは、逆に言えば、税の体系上からいえば、消費税をどんどんこれからも上げていかない全体の税収が維持できないような状況になる可能性が高い。したがつて、そういうリスクがあるということを、御認識をさせていると思ひますけれども、結局は消費税だけ上げても財政再建はならないということに、また前回の引上げと同じようなことになるというリスクが高いと思いますが、その点の認識はいかがですか。

○国務大臣(安住淳君) お示しいただいている資料に基づいて今日は議論をさせていただきたいと思いますが、四の資料で見ますと、多分法人税の累次の税率の引下げという要因はあると思うんであります。経済が落ち込んで下がつたんではなくて、法人税を累次下げていますから、九八、九九とかでは大体マイナス二兆円下げています。それから、例えば所得税で見ても、たしかこれ十六、十七、十八は、四千億、七千億、たしか二兆円の規模で、減税というよりも、これは税源移譲で下がつてゐるんですね。その分、地方はですから助かっているわけであつて、そういうことを考へると、確かに落ち込んでいくというふうな懸念を委員持たれていることはやつぱり分かりますが、私はこの統計から見ると、消費税のところでの大きな振幅を非常にやつぱりならしていくというか、振幅がないようにしながらソフトランディングをしていかなければならぬと思います。

それから、やつぱり人口動向を考えますと、所得税をこれからどういうふうにするかということに関して言えば、もちろん累進性を高めるという議論もありますが、働く若い人たちがどんどんこれから増えていくわけではありませんから、シヤウプ勧告以来の構造からいえば、直間比率の見直しこういう意味であります。そこでも、お父さんの病院代に行くんだなとこう思つてもららようやつぱり税にしていくというのも大事だということは、私、塚田さんに再三再四申し上げていますから、是非そういうふうな税にして信頼を高めていくというふうにしていきたいと思つております。

○塚田一郎君 とってもすばらしい解説でありますけれども、おじいちゃん、おばあちゃんまで出でます。お父さんの病院代に行くんだなとこう思つて、竹下先生にも来ていただいているわけで、最後、残り時間で質問をさせていただきますが、自由民主党としては軽減税率の導入を主張していらっしゃいます。その理由について、法案提出者の竹下議員から御説明をいただきたいと思います。

○衆議院議員(竹下亘君) まず、三党で合意をいたしておりますのは、8%までに間違なく簡易な救済措置を行つて、その上で、軽減税率とそれから給付付き税額控除といった方策をきつと議論をしやいます。その中で私たちは軽減税率といふのを主張をいたしております。

これはヨーロッパでの例も参考にしなければなりませんが、痛税感の問題、あるいは、余りむちやくちやにやりますと消費税を上げて税収が確保できないという問題にも広がりますので、どの範囲にしていくかといったような問題。正直に言いますと、我々は消費税二桁になるときに複数税率

で消費税の占める位置というのはどうしても、こ

うした高齢化社会を迎えて、我が国ではやつぱりやむを得ない部分というの私はあると思いますから、しかし、これは痛みを伴います。お子様からお年寄りまで、本当に、コンビニエンスストアに行けば買うたびにこれは税金を納めてもらうとああ、お父さんの病院代に行くんだなとこう思つてもらうようやつぱり税にしていくというのも大事だということは、私、塚田さんに再三再四申し上げていますから、是非そういうふうな税にして信頼を高めていくというふうにしていきたいと思つております。

○塚田一郎君 とってもすばらしい解説でありますけれども、おじいちゃん、おばあちゃんまで出でます。お父さんの病院代に行くんだなとこう思つて、竹下先生にも来ていただいているわけで、最後、残り時間で質問をさせていただきますが、自由民主党としては軽減税率の導入を主張していらっしゃいます。その理由について、法案提出者の竹下議員から御説明をいただきたいと思います。

○衆議院議員(竹下亘君) まず、三党で合意をいたしておりますのは、8%までに間違なく簡易な救済措置を行つて、その上で、軽減税率とそれから給付付き税額控除といった方策をきつと議論をしやいます。その中で私たちは軽減税率といふのを主張をいたしております。

これはヨーロッパでの例も参考にしなければなりませんが、痛税感の問題、あるいは、余りむちやくちやにやりますと消費税を上げて税収が確保できないという問題にも広がりますので、どの範囲にしていくかといったような問題。正直に言いますと、我々は消費税二桁になるときに複数税率

いかなど、本音ではそのように考えておりますが、これはまさにこれから議論であると、このように思います。

○塚田一郎君 二桁というのは一〇%ということです、もうそれは視野に入っているわけであります

から、もうすぐには議論をしていかなければいけない話ですが、今お話をあったとおり、EU諸国では軽減税率を採用していないのはデンマークぐらいで、ほとんどは採用しています。これだけ各国が採用しているということは、いろんな問題もあるけれども、やはりこれが一番いい方法だということで採用されているわけで、なぜ今の時点で軽減税率の採用を考えないのか、最後に大臣に御説明をいただきたいと思います。

○國務大臣(安住淳君) 逆進性対策として給付

き税額控除というのは、ある意味ではターゲットを絞ってそこに手当てをさせていただくことによってできるだけ和らげたいと。しかし、今、三党での合意では、全くこれは同等に、複数税率、そして簡素な給付措置、どの時点からどういうふうにするかは、これらを三つテーブルにきちっと並べてということをございますから、私どもそれがぞれの党の声に謙虚に耳を傾けて、国民の皆さんにとって一番いい方法というものを模索していくにとつて、一番いい方法といふのを模索していくと思っています。

○塚田一郎君 今日はこれで終わります。ありがとうございました。

○竹谷とし子君 公明党の竹谷とし子でございます。本日は、まず、社会保障の受益と負担の見える化につきまして、関連して質問をさせていただきたいたいというふうに思つております。

三党合意を踏まえまして、私もその三党の中の公明党の一員として、国民の皆様に、消費税増税とそして社会保障、この一体改革の必要性について、意義について日夜説明に回らせていただいている社会の負担、今回増税という形でお願いをするわけですから、納得感を得るには努めます。

力が必要だと思っております。新聞等の世論調査におきましても、半数の方が今回の法案に反対をされています。しかし、この

社会保障といふのは全て国民に返ってくるものであります。だから、それをやるために必要な財源として消費税があると、だから消費

税を上げなければそれができなくなるんだというふうなことを実感を持つて分かっていただかなきゃいけないとと思うんですが、そのためには政府としてどの

ように努力をされているのか、財務大臣と厚生労働大臣に伺いたいと思います。

○國務大臣(岡田克也君) 委員の御指摘、非常に重要なことで、今、週末ごとに全国を回つてこの社会保障・税一体改革についての対話集会というのを開いております。

そういう中で、まず、全体で百十兆円社会保障で給付されているんですよということを言います

と、しかもそのうちの半分が年金であります、五十三兆円以上が現に国民の皆さんに年金として支払われておりますというふうに説明しますと、結構驚かれる方が多いんですね。そんなに大きな額なのが何ということが一つと、それからもう一つは、その内訳として税金が年金や医療に使われている

ということを余り認識しておられない方が結構いらっしゃるということも気が付きました。つまり、保険料で基本的に回つておられる方がいる。そういう方々に対して、税が

しっかりと使われている、国民の皆さんに還元されているということを丁寧に説明していく必要がある

あります。

○竹谷とし子君 資料の一を御覧いただきたい

ところですが、今、岡田副総理、百十兆円二〇一二年度で社会保障に掛かっていると、そして負担は保険料六十・六兆円、そして足りない分を税で四十一・三兆円埋めています。これ、消費税が一%

で二・七兆円という計算されていますが、一〇%になつても二十七兆円で全然まだ足りないです

ということも、きちんと説明をしていけば分かつてくださる人も多いかというふうに思います。ただ

しそれは、この給付の方ですね、使われ方がきちんと納得感のあるものだと、必要になつたとき

にきちんとそれにアクセスできる、そういうふうに思います。

次ページであります、資料一を御覧いただけます。ただいま、政府の資料もいろいろ切り張りし

解をしてもらわないといけないということで、今社会障教育の試行事業を行つて、そういう検討も進めているところですので、あらゆる手段を取つて正しく御理解いただけるよう努力をしたいと思つています。

○國務大臣(安住淳君) 私、先ほど塚田先生にちょっとお話をしましたけど、やっぱり本当に、成立を仮にしたとしても、実施までの間に本当に丁寧に皆さんにお話ししないといけないのは、これ目的化をして払つていただく税金はやっぱり年金・医療・介護や子育て、実際そういうふうに回つていくんですということを実感をしていただこうということに対し努力、やっぱり私も足りないと思って反省しております。

ですから、本当に、さつき言いましたけれども、ああ、おばあちゃんの年金に行くんだとか、コンビニで払つたびに思つてもらうの大変だと思つますけど、是非やっぱりそういうふうに思つていただぐらい我々自身が、政府もそうでございまが、やっぱり責任を持って国民の皆さんにこの仕組みというものを透明化していきたいと思っております。

百十兆円と先ほど岡田副総理おつしやいましたけれども、一兆、二兆と言われても実感湧かないですよね。一兆円って、例えば毎日百万円使つたら何年使えるか、分かりますかね。これ、別に通りにどれぐらい払つてもらえるのかということを実感として感じてもらわなければいけないなとうふうに思うんですね。

ながら試行錯誤して使わせていただいております。これ、イメージつかむのにいいなというふうに思つたんですね、年代別にどんな給付を受けていて、負担はどれぐらいあるのかといふうに見えますと、学校を卒業した後に年金を受けるまでの間というのばかり取られてしまつたんです。お子さんがいらっしゃつたり、あるいは先ほど財務大臣がおつしやいました、おじちゃん、おばあちゃん、高齢の方が御家族にいらつしやる場合はイメージが、そこに使われて感じがいたします。お子さんがいらっしゃつたり、おじちゃん、おばあちゃん、お父さんとアクセスできるという公平感を醸し出すことと、必要になつたときにどれぐらい払つてもらえるのかということを実感として感じてもらわなければいけないなとうふうに思つたんですね。

これがかりに、いつでも使うことができる年金であります。やつぱりなかなかイメージつかめないと思うんですね、実感として。だから、身近なところで幾らぐらい掛かっているのかというのを分かつてもらわなきやいけないと。

例えば、一人当たりの社会保障の受益の平均額というものは幾らか、厚生労働大臣、御答弁お願いします。

○國務大臣(小宮山洋子君) これは、社会保障給付費を総人口で割つて機械的に計算をいたしますと、平成二十一年度時点で一人当たり年におよそ八十万円になります。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

八十万円自分は使われていないような気がするという人がかなり多いと思うんですね。先ほどの表でも、現役世代は確かにもらうよりも負担する方が多いんですねけれども、保育園にお子さんを通わせていたり、学校に通わせていたり、おじいちゃん、おばあちゃん、そんなに掛かっているのかといふうに思う人が多分多いと思うんです。

そこで、例えば特別養護老人ホーム、ここに入居された場合に平均的にどれぐらい掛かるかといふことを、公費負担と自己負担どれぐらいかということを御答弁いただきたいと思います。

○國務大臣(小宮山洋子君) 特別養護老人ホームの入居者一人当たりの平均的な費用額は、一か月当たりおよそ三十六万八千円になります。このうち、自己負担額がおよそ五万二千円、公費、保険料による給付額がおよそ三十一万六千円です。その給付額の内訳は、保険料負担額がおよそ十五万八千円、国庫負担額がおよそ六万四千円、都道府県負担額がおよそ五万五千円、市町村負担額がおよそ三万九千円になっています。こうした月々の費用のほかに、施設整備の際に介護基盤緊急整備等臨時特例基金などによりまして一定の補助制度が設けられています。

○竹谷とし子君　ありがとうございます。  
今御答弁いただいたのは資料の二三と四にお付け  
をしております。

特別養護老人ホーム、本当は入居する必要がない状態でずっと健康でいられればいいんですが、いざとなつたときにそこに入れる、また御家族も介護で、私たちの年代は親世代の介護のために大変な御苦労をしている人が多いです、働きながら仕事を辞めざるを得なかつたり。そうしたとき安心して親御さんを預けられる、そういう介護施設があるということは現役世代にとつても非常にメリットがあることだというふうに思うんですねが、これを見ますと随分お金が掛かるんだな、ということを分かっていただけると思うんです。介護のお仕事をされている方々に伺いますと、介護の職員の方の給与水準が低いということでお話を常にいただきます。それでもこれだけ、一ヵ月当たり、これは要介護度四の方の場合ですけれども、それだけ掛かると。

例えば、私、高校時代に北海道から親に出してもらいまして下宿をして東京で高校に通つておりました。そのときの下宿は四畳半一間で、一年生のときは二人で六畳間だったんですけども、そ

それで二食です。朝と夜、おいしい御飯を食べさせさせてもらいました。それで大体五万円ぐらいでした。そうすると、この自己負担額だけで大体できているのかなって何となくイメージがしてしまったわけですね、知らなければ、コストを。そうすると、その裏に給付費として三十一万六千円もあるんだということをやっぱりこうやって出してもらわなければないと分からいいんですね。保険料、四十歳以上の方の介護保険料、そして(2)の国庫負担額から都道府県、市町村の負担額、ここに消費税が充てられているということだとと思うんです。

それをやっぱり丁寧に説明をしていかなければ

いけないなと思うんですが、それでもう一つ、この透明性開示をきちっとしていくことと入りたい、入る必要があるというときにきちっと

入れるということが必要なんです。

は政治家を目指したときに才覚をもつてしないためでした。ですが、そのときに、もう本当にそこに居させてもらっている高齢者の方が、その前、大変苦労されて

いたそうなんですね、入らせてもらつて本当に有り難い、そうやつて感謝をされていました。入りたいと思える人がみんな入れるといいなってその

とき思つたんですけれども、入れない人の悩みを今たくさんお伺いしています。

希望しているながら待機している、そういう方の人を教えていただけますでしょうか。

○国務大臣(小宮山洋次君) 平成二十一年度に国が都道府県に対して調査をした結果、特別養護老人ホームの入所の申込者の数、四十二・一万人で

した。そのうち、入所が急がれると考えられる在宅で要介護度が四又は五の人が六・七万人でした。また、平成二十一年度の老人保健健康増進等

事業で人所申込者の実態調査を実施した結果、施設側から見て真に入所が必要な人は人所申込者全体の一割強ということでした。

今、今回改革の中で目指している在宅でもサービスを充実させていく、両方必要だというふうに考

○竹谷とし子君 えています。  
ありがとうございます。

今、要介護度四又は五の方で六・七万人、また  
介護施設側から見て申込みされてる方、確かこ

今すごい必要じゃないんだけど順番待ちになるの

て申し込んでおいた方がいいという方も それで  
申し込んでいる方もいらっしゃるということも私

午後一時開會

○委員長(高橋千秋君) ただいまから社会保障・税の一体改革に関する特別委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。  
本日、川合孝典君及びツルネンマルティ君が委員を辞任され、その補欠として藤本祐司君及び大島九州男君が選任されました。

○委員長(高橋千秋君) 休憩前に引き続き、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案外七

案を括して議題とし質疑を行います。  
質疑のある方は順次御発言願います。

社会保障の見える化の必要性について午前中に  
財務大臣、厚労大臣、また副総理から御答弁をいたしました。

資料の二の方に戻つていただき、「生涯でみた給付と負担のバランス」という内閣府の資料で

ありますけれども、ここで、生まれてから大学を卒業するまで給付の方が上回る状態で、その後年金もらい初めて急激に給付が上がっていくことがあります。やはり高齢の方々に非常に大きくなっているといいますか、手厚くなっている。当然、年金等、払ってきた分もありますので、相応のものもありますけれども。

そこで、六十歳以上、また六十歳未満で社会保障の給付額は平均でどう変わるかということを厚労大臣に御答弁いただきたいと思います。

○国務大臣(小宮山洋子君) 平成二十一年度の社会保障給付費九十九・九兆円のうち、公的年金制度、後期高齢者医療制度、介護保険制度による給付費等を合計した高齢者関係給付費は六十八・六兆円です。これは、こうした制度の主な対象者である六十五歳以上の人一人当たりに換算すると、年およそ二百四十万円になります。

一方で、高齢者関係給付費以外の社会保障給付費は三十一・二兆円で、これを六十五歳未満の一人当たりに換算すれば、年およそ三十万円になります。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

長生きしたら戻ってくるというふうに思つてもうことも必要であると思ひますが、やはり現役のうちに社会保障を受けているんだという実感を持つてもらうことは非常に負担が多くしていただく側にとって重要なというふうに思ひます。

そこで、特に子育て、お子さんがいらっしゃる方々にはり社会保障の給付の実感を持っていた

だく必要があると思いまして、保育所また幼稚園にどれくらいのお金が掛かっているのかというこをきちつと明確に御説明していく必要があると思つております。

保育施設に子供を預ける場合、平均的な例で一人当たりそれぞれ幾ら公費負担、自己負担があるか、厚労大臣、御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(小宮山洋子君) 平成二十四年度の保育所運営費予算に基づいて保育所を利用する児童一人当たりの費用を試算しますと、年間でおよそ九十二・九万円になります。その内訳としては、公費負担額がおよそ五十六・八万円、保護者負担額がおよそ三十六・一万円になります。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

全年齢の平均で保育所の場合、これ私立の保育園ですね、費用総額は九十二・九万円、保護者の

負担額三十六・一万円ということあります。

お母様方ともお話をさせていただきますが、この保護者負担額が重い、これを無料化してほしいという御要望、大変多く寄せられます。お声の中では、先生たちの人工費ぐらいしか掛かっていないんでしようというふうに言われたんですね。

や、そんなことないですよと、施設の費用もありますし、運営費用には、直接面倒を見られている方々以外にも管理されている方もいらっしゃいますし、様々、器具、備品等でもお金も掛かります。ということを御説明して、ああ、そうだったのというふうにやつと分かつてもらえる場合もあります。

一方で、幼稚園の場合、お子さんを預ける場合に一人当たりどれぐらい掛かるのか、文科副大臣、御答弁お願いいたします。

○副大臣(高井美穂君) 二十四年度予算を基に計算した場合、幼稚園の方の運営費は、国と地方と合わせた一人当たり年間公費負担額というのは、公立幼稚園の方では約三十五万、私立幼稚園の方では約二十万円ということでありまして、一人当

たりに換算しますと、年間保護者負担額が公立幼稚園で約八万円、それから私立幼稚園で約二十六万円でございます。

あわせて、幼稚園の方の施設整備費の方についてですが、これも二十四年度当初予算においての換算ですけれども、公立幼稚園に関しては学校施設環境改善交付金というのがございまして、これが幼小中全部になるんですが、約六百九十九億のうちの一部を措置ということで、ちょっと切り分けて幼稚園だけというのは難しいんですが、その六百九十九億の中の一部と。それから、私立幼稚園に対しては、私立学校施設整備費補助金という

ことで、約二十三億円というものを措置しております。

補助率の方は、地震による倒壊等の危険性が高い施設の耐震補強工事などを行つ場合には、公立幼稚園は三分の一、私立幼稚園は二分の一となる現状であります。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

今、厚労大臣と文科副大臣の御答弁は、資料六、七、八、九の方でお付けをしております。

この保育所の場合と幼稚園、これから認定こども園増やしていくということでありますけれども、保育所と幼稚園比較してみますと、四歳児以上で比較をします。資料六のところで、全年人の平均が左端にあります。右端のところに四歳以上の子供ということでこの費用を分けて書いてあります。それもやっぱり実感として分かっていただきながらいけないなというふうに思います。

一方で、幼稚園の場合、お子さんを預ける場合に一人当たりどれぐらい掛かるのか、文科副大臣、御答弁お願いいたします。

○副大臣(高井美穂君) 二十四年度予算を基に計算した場合、幼稚園の方の運営費は、国と地方と合わせた一人当たり年間公費負担額というのは、公立幼稚園の方では約三十五万、私立幼稚園の方では約二十万円ということでありまして、一人当

たりに換算しますと、年間保護者負担額が公立幼稚園で約八万円、それから私立幼稚園で約二十六万円でございます。

あわせて、幼稚園の方の施設整備費の方については、今回、ですから幼稚園型保育が必要ない子供と、それから保育が必要な子供は長時間と短時間とに分けて認定することにしています。それで、自己負担額というのは今の額を基準にして考えていきたいと思っています。

それで、あと〇・七兆円分を消費税を上げさせて

いたゞくところからあげますので、それをまた量

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

自己負担額は一定レベルに抑えるということなんですけれども、やっぱり公費負担額も我々が、納税者が負担しているので、そこもちゃんと説明をいただきたいんですね。

この幼稚園の資料八のところで見ますと、公立には公費負担が三十五万、私立には二十万といいます。ことで、実質の保護者負担が公立の場合下がつては私立しか選べないという地域もあると思うんですよ。そうすると、保護者負担、どうしても高くなってしまいますけれども、やっぱりこれも不公平感を生み出す一つの要素なんですね。

この公費負担のところもきちっと透明化をして、どこに住んでいても同じぐらい、同じレベルの公費負担されるということを目指していくのです。それは私立しか選べないという地域もあると思うんですよ。そうすると、保護者負担、どうしても高くなってしまいますけれども、やっぱりこれも不公平感を生み出す一つの要素なんですね。

この公費負担のところもきちっと透明化をして、どこに住んでいても同じぐらい、同じレベルの公費負担されるということを目指していくのです。それは私立しか選べないという地域もあると思うんですよ。そうすると、保護者負担、どうしても高くなってしまいますけれども、やっぱりこれも不公平感を生み出す一つの要素なんですね。

補助をしていくことなんでしょうか。ちょっと通告の中でそこまで細かくはしておりませんので事務方でもいいんですけど、方向性というか、どれぐらい補助していくのか、もしお答えになれるようであればお願ひしたいと思うんですけども。

○国務大臣(小宮山洋子君) 保育所などの預ける場合の費用については、今回、ですから幼稚園型保育が必要ない子供と、それから保育が必要な子供は長時間と短時間とに分けて認定することにしています。それで、自己負担額というのは今の額を基準にして考えていきたいと思っています。

それで、あと〇・七兆円分を消費税を上げさせていたゞくところからあげますので、それをまた量

○竹谷とし子君 細かい質問ですので、また改めて別途教えていただければというふうに思うんですけども、今、個人個人に一人当たり幾らという形で、疑似バウチャー的なのかなというふうにお聞きして思つたんですけれども、まあそれはそれでリーズナブルかなというふうに思うんです。

今、公立の分は一般財源化しているのでというお話をありました。この資料七、資料九のところにあるんですけども、資料七のところでは、保育所の施設整備費について、公立保育所については、各地方自治体の判断によって地方交付税の中に対応すると。今度は、資料九の方では、これも公私立幼稚園の施設整備費補助の概要ですけれども、先ほど文科副大臣から御答弁ありましたけれども、学校施設整備費の補助金の内数として把握しているということなんですよ。

立幼稚園の施設整備費補助の概要ですけれども、先ほど文科副大臣から御答弁ありましたけれども、学校施設整備費の補助金の内数として把握しているということなんですよ。

今度は、資料九の方では、これも公私立幼稚園の施設整備費補助の概要ですけれども、先ほど文科副大臣から御答弁ありましたけれども、学校施設整備費の補助金の内数として把握しているということなんですよ。

これから社会保障のために増税するつて言つているわけなんです。それを、使途を明確化していくと、今の年金、医療、介護に加えて少子化対策、子育て支援、そこを増やしていくよと云うことなんですね。これで、交付税措置をして、そこからどうやって使われているか分からんんですけど、幾ら使われているか分からんんですね。そういう御説明ではやっぱり不十分なんですね。これ、どういうふうに説明をしていくかというふうに思われますか。

○国務大臣(小宮山洋子君) 地方にも地方版の子ども・子育て会議、会議体でなくとも、何らかのやはり保護者とか関係者がチエックできる仕組みで会計の報告というか、そこも透明化をその中で図つていくといふことになるというふうに思います。

○竹谷とし子君 今、会計の透明化も図るとおっしゃられましたけれども、国費で賄われている分、地方税で賄われている分、交付税措置された分、

それも全部合わせて、施設整備費も合わせて透明化をしていくという、そういうことでよろしいでしょうか。

○国務大臣(小宮山洋子君) 詳細につきましては、また実際に仕組みが動くまでの間に、中央にも子ども・子育て会議をつくりますし、多くのステークホルダーの方に集まつていただいて、地方にも地方版をつくりたいと思っていますので、そういう中で細かい、どういう形でやるかという具体的なことはまた詰めていくことになると思います。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

今お聞きした子ども・子育てに関するところだけでもこれから詰めていくという、そういう状況だと思うんです。

この給付について、納得感、公平感、全部国民に現金給付あるいはサービスとして還元されるんだ、そしてそれに対して満足をしてもらう、そのための社会保障の資金の流れの透明化ということは必須であると思います。社会保障だけじゃなくて、税、その裏付けになるお金の一体改革でありますので、その必要性につきまして、財務大臣、御答弁をお願いしたいと思います。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

今、安住財務大臣のお話の中で、例えば施設を造つたら、この施設を造るために消費税幾ら使いました、そして子供たちの借金は幾らですか。この給付について、納得感、公平感、全部国民に現金給付あるいはサービスとして還元されると、そのためにこの社会保障の資金の流れの透明化ということは必須であると思います。社会保障だけじゃなくて、税、その裏付けになるお金の一體改革でありますので、その必要性につきまして、財務大臣、御答弁をお願いしたいと思いません。

○委員長(高橋千秋君) 御静聴に。

○竹谷とし子君 リーフレットや対話集会なども有効かもしれませんけれども、そこでやっぱり話す内容に中身がなきやいけないんです、もし、せつかりません。

今回のこの消費税分というものは、社会保障四経費に拡大させていただきますが、社会保障目的税化をしております。会計上も予算等において使途を明確化することとしておりますから、政府としても、消費税収の区分管理と透明性の確保は極めて重要だと認識しております。

どういうやり方があるかはこれから議論をさせていただきますが、私は、やっぱりリーフレットを作つたり全国に伺つたり、例えば、予算書ではこうしていまますというだけでは、竹谷さんの御主張のように、国民の皆さんにとってなるほどどうぞ思つた。非常に御苦労されたかというふうに思つた。まさに御苦労されたかというふうに思つた。非常に御苦労されたかというふうに思つた。

○竹谷とし子君 うところまではまだ更に努力が必要なようないりますけれども、資料十三ですね、少し飛びます

しております。

ですから、例えば、今施設のこととか出ましたけれども、例えば、一つの例として考えれば、これから目的税化をして、何か施設を造るときにそれに消費税が充当されているんであれば、その施設の建設のどこかの建物のどこかにこれはそういう形でそういうお金が充當されているとか、更に言えば、足りない分は赤字国債で賄つた部分とか、やっぱり国民の皆さんにこれからは、払つていただいたりそれから国債を賄つたときには使つているかをより細かく分かりやすく示していくといふこともやはり浸透していくには重要な感じがしてありますので、具体的なことは是非三党も含めて御議論をさせていただくと同時に、政府としてもいろいろ具體化をしていきたいと思っております。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

続まして、今度は防災、減災について質問させていただきたいたいと思います。

被災地に私も通わせていただいておりますけれども、震災で大変なもう被害を受けられている、復旧がなかなか進まない状況を御支援させていただいておりますが、支援させていただくと同時に教えていただいていることがたくさんあります。私は東京の議員でありますし、首都直下大地震、これへの対策、もう本当に待つたなしだと思います。また、全国も同じであるとおもいます。

○委員長(高橋千秋君) 御静聴に。

○竹谷とし子君 リーフレットや対話集会なども有効かもしれませんけれども、そこでやっぱり話す内容に中身がなきやいけないんです、もし、せつかりません。

また、先ほど安住大臣がおっしゃられていましたが、社会資本の老朽化というものが始まつていて、この対策、何もしなければいつか壊れるわけであります。その時期が近づいています。

これに関連しては、東日本大震災の復興資金の透明化ということで、対策を打つていかなければいけないと思っておりますが、例えば橋、全国の橋梁につきまして、点検また長寿命化の計画の状況について国交省にお伺いいたします。

○政府参考人(菊川滋君) お答え申し上げます。

全国の橋梁でございますが、橋長十五メートル以上ということでお答え申し上げたいと思いま

す。

全部で約十六万橋、高速道路から市町村道までございますが、このうち、高速道路会社とそれから直轄で国で管理をしている橋につきましては、これは五年ごとに点検を行いまして、その結果に

けれども、ここで、東日本大震災復旧・復興予算の執行状況ということで予算額と執行額出たんですね。これ、それをやらなければ出なかつたんですね。

この執行額というものが、一般財源の中に入つてしまつた。三次補正のときから分け管理していただきました。私、一次補正、二次補正のときにも、区分経理していませんでしたけれども、ちゃんと開示をしてくださいというのをお願いします。

例えば、こういうふうに、社会保障に関してても様々な財源から持つてきますので、やる必要があるとうふうに思つております。

続まして、今度は防災、減災について質問させていただきたいたいと思います。

被災地に私も通わせていただいておりますけれども、震災で大変苦労してやつていただいたんですね。

例えば、こういうふうに、社会保障に関してても様々な財源から持つてきますので、やる必要があるとうふうに思つております。

基づきまして修繕の計画を作つて、そして修繕が必要とされました橋梁につきましては、おおむね五年以内に修繕を実施しております。

ただ一方で、地方公共団体が管理する橋梁でございますが、十四万橋ほどございますけれども、今年の四月時点でございますけれども、点検の実施率が九三%、そしてその長寿命化の修繕計画の策定率は六九%という状況になつております。

また、地方公共団体の修繕計画ですけれども、これは計画期間をおおむね十年間としておりますが、修繕が必要だというふうになつた橋梁に対しまして、この四月時点で修繕を既に実施しているという橋梁数の割合は一%という状況になつています。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

長寿命化計画は比較的順調に立てられているようではありますけれども、実際に修繕されているのは一%ということ、なかなか進んでいない状況であるというふうに思います。

十五メートル以上ということで今御答弁いたしましたが、地方の方々とお話ををしていて、地方自治体の、これ十五メートル以上のものに重点的に今お金配分していますけれども、それ以下のものもたくさんありますと、約六十五万橋でしようか。これについて、予算が、社会資本整備交付金の中からと言われていますけれども、実質使えていないと、予算が足りないから。それが進んでいない状況、長寿命化計画さえも立てられない、点検さえできない、そういうお声がありますけれども、これはいかがでしょうか。

○政府参考人(菊川滋君) 十五メーター以下でござりますけれども、御指摘のようにたくさんございます。十五メーター以下で二メーター以上といふのが約五十万橋ぐらいあるんですけれども、これにつきましては、高速道路会社あるいは国の場合は先ほど申し上げたような形で点検をして計画を作つて修繕をやつているわけでございますけれども、地方公共団体の管理する橋梁については、

これは十五メーター以上というのはやっぱり長くなりますので何かあつた場合の影響も大きいといふことで、そういうものから優先的に策定を進めざいます。

橋梁についての点検の実施状況等の把握については今後の課題だというふうに考えております。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

今、十五メートル以上のものが影響が大きいからそれを優先してやつていると。その優先順位を付けることは大事なことかというふうに思うんですけど、地方自治体はお金がないからできません。いという、そういうボトルネックがあるわけなんですね。

この橋についてなんですかれども、資料十一を後保全という形で、だんだん老朽化をして損傷が激しくなつてから直していたんでは遅いと。架け替えのコストというのは非常に高い、一回仮の橋を造らなきゃいけないから、用地買収等があつて物すごいお金がかさむということをお聞きをしております。

それに対して、対症療法型の事後保全ではなくて、小まめに点検を行つて、そして傷が小さいうちに直していくという予防保全、これかなり一般化していると思ひますけれども、これをやることによってどれぐらいコストが下がるのかということを東京都資料十一にお付けしている資料がそ

れです、また青森県など、ほかに全国の自治体でも進んでいるところはやられておりますけれども、東京都の資料を見ますと、三十年間で事後保全だと一・六兆円が掛かってしまう。しかし、予防保全を行うことによつて長寿命化を図る、これで五千億に済む。三分の一以下です。一・一兆円コスト縮減できる。また、青森も、ここまで

すると、子供たちに借金だけじゃなくて壊れた橋も残すことになるんです。今やることによって適正な価格でできると。これをやつていくべきだというふうに公明党は、防災・減災ニューディールということで、先週、防災・減災ニユーディール推進基本法骨子案というものを発表させていただいなんですが、まず総点検をして、リスクを洗い出して、そしてどれくらいお金が掛かるのかといふことをきちんと出して、そして優先順位を付け、今不景気なんですから、後からだつたらもうすけれども、老朽化をしているものを維持更新していくのにはどういうふうにしていくかということで、その中の一つの考え方として、この社会資

りしないで、それによるコスト縮減効果というものはどれぐらいと試算されているか、総務省にお伺いいたします。

全国の橋梁でこの予防保全を行つた場合、先送りしないで、それによるコスト縮減効果というものはどれぐらいと試算されているか、総務省にお伺いいたします。

○政府参考人(新井英男君) お答えいたします。

総務省では、平成二十二年二月に、道路橋の保全等を中心といたしまして、社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視の結果に基づきお尋ねの試算につきましては、その際、橋梁の長寿命化対策に取り組んでいる代表的な地方公共団体の試算方法を参考に、全国の地方公共団体が管理する橋長二メーター以上の約六十五万の道路橋について、同対策を講じなかつた場合及び講じた場合の維持管理等に掛かる経費を試算したもの勧告を行つております。

お尋ねの試算につきましては、その際、橋梁の

長寿命化対策に取り組んでいる代表的な地方公共団体の試算方法を参考に、全国の地方公共団体が管理する橋長二メーター以上の約六十五万の道路橋について、同対策を講じなかつた場合及び講じた場合の維持管理等に掛かる経費を試算したものです。

その結果、今後五十年間で長寿命化対策を講じず、いわゆる事後保全型で維持管理した場合には約四十兆七千億、長寿命化対策を講じ、いわゆる予防保全型で計画的に維持管理した場合には約二十三兆三千億円、費用削減効果は約十七兆四千億円と試算したものでござります。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

非常に貴重な試算かと思います。もちろん数字の精度というのは、あくまでもモデルに当てはめただけですので、これから実際点検をして個々の状況を調べていけばもっと精度が上がつてくるとお伺いいたします。

○政府参考人(佐々木基君) お答えいたします。

被災三県における入札不調の発生率を見ますと、昨年末よりはやや減少傾向が見られます、土木一式工事を見ますと、六月の入札不調発生率

思いますが、予防保全によつてコスト縮減効果があるというのはもう非常に一般的な通説となつております。

これにつきまして、社会インフラの予防保全実施によるライフサイクルコスト縮減による長期的な財政改善の効果について財務大臣の御見解を伺いたいと思います。

○國務大臣(安住淳君) 今御指摘ありましたけれども、私も、高度成長期の集中的にてきた、特に東京なんかの高速道路なんかを御指摘だと思いますけれども、老朽化をしているものを維持更新していくのにはどういうふうにしていくかというこ

は岩手県で一・一%、宮城県で二・九%となつております。

その原因でござりますけれども、被災地において、技術者、技能者、こういった方々が不足しておりまして工事に配置できない、そういう事態が生じているということが主な原因だと考えております。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

技術者が不足しているんですよ。これ、土木建設工事全体でも言えることなんですよ、被災地だけではなくて。技術が必要なんで、誰でもいいわけではないんですね。すぐできるわけではないと。ある程度の技術を持つた人がそれなりの比率でいなければいけないと。

今、土木建設工事関連でインフレが生じているというふうに、被災地に限定されますけれども、私は実感として感じます。財務大臣、個人的見解で結構ですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(安住淳君) やっぱりどうしても単価が高くなりまして、被災地に限らず、例えば私が最近、最近といつても三月に秋田にお邪魔したときに、やっぱり秋田では被災地に大工さんや何かが取られて、秋田でもし仕事をしてもらうんだがたら、昨年の震災前の倍近い日当が掛かってします。そういう点での、言わばその単価の引上げというのが広く浸透して品不足、また人不足というものが起きているということは事実だと思つております。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

人がいない、そして工事がたくさんあるという状況になると、インフレになるんですね、急に。だから今、デフレの今だからこそやるべきだという、景気対策にもなると。後になればなるほど復旧復興工事というのが遅れてしまうんです。今まで防災、減災に重点配分をやるべきだという公明党の主張でありますけれども、その他、所管のインフラ、橋だけではありません、様々あります。それについて総点検、計画策定を行つております。

要性の認識及び具体的なアクションについて、国交副大臣、厚労大臣、総務大臣にお伺いいたします。

○委員長(高橋千秋君) 時間が来ておりますので、短めにお願いします。

○副大臣(吉田おさむ君) 社会資本の老朽化の進行に対しましては、適切に老朽化対策を講じることが必要であると存じております。社会資本の実

態把握、長寿命化計画の策定とその計画的な実施など、戦略的な維持管理、更新を実施してまいります。

特に、今委員御指摘の地方公共団体における支援を行うなど必要な支援を実施してまいります。

○国務大臣(小宮山洋子君) 水道施設について、高度成長期に造ったものが更新の時期を迎えていきます。計画的に更新が進められるようアセットマネジメントの手引を作っていますし、今年度から、そのアセットマネジメントの簡易ツールとか事例集も作つておりますので、適切にその施設の更新が図られるように支援をしたいと思っております。

○国務大臣(川端達夫君) る御指摘の総点検は大変重要なものであります。私も思つております。本来、地方公共団体が維持管理しているものは地方公共団体が自主的に行つものでありますけれども、やり方等々の手法は、やはり専門的な分野もありますので、これに対する情報提供は総務省として今まで行つてきておりましたと同時に、道路、橋梁などを始めとした社会インフラの維持修繕等の必要な経費については、維持修繕の実績等も踏まえつつ、今後も今までどおり適切に交付税措置をしてまいりたいと思っております。

○竹谷とし子君 今までどおりでは困りますので、よろしくお願いいたします。

終わります。ありがとうございました。

○姫井由美子君 国民の生活が第一の姫井由美子です。

今回は、新会派での初めての質問です。これからまだ質問が続きますので、本日は全体像についてお伺いしたいと思います。

まず最初に、岡田副総理にお伺いいたします。

なぜ社会保障と税の改革を一体で考えるようになつたんでしょうか。この一体改革の意義をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(岡田克也君) まず、現状、社会保障制度について様々な改革を必要とするという現実がございます。年金制度にしても子ども・子育てにしても、現状のまま放置はできないといったで改革をする。具体的には、年金については一本の年金について三本の法案を国会に提出をさせていただきました。そして、そのことと併せて、その裏打ちとなる分も含めた財源をしっかりと確保すること、現状では社会保障制度の持続可能性というものが必ずしも保証できない状況、そういう中で社会保障・税一体改革ということをお願いしているところでございます。

○姫井由美子君 あくまでも一体と言われながら、この度の三党合意では、実質、政府・民主党の社会保障改革部分が棚上げになつたと言わざるを得ないと思います。

新年金改革や後期高齢者医療制度の廃止等も三党合意が前提であるということです。これでは、車の両輪であるはずの社会保障・税の一体改革、片方の社会保障の部分が脱輪状態ではないでしょうか。そうであれば、今は動かないはずです。片方だけを進めようとする、それを無理に推し進めようとするので、これでは社会保障は隠れみであつて目的は消費税の増税だと言われても仕方ないのではないでしようか。

これにつきまして、もう一度副総理にお伺いいたします。

○国務大臣(岡田克也君) 委員は基本的認識が違います。

○委員長(高橋千秋君) 御静聴にお願いします。

○国務大臣(岡田克也君) それが五%の枠の中で

議論していた、党の中です。その経緯を十分に踏まえていただきたい。もし、年金の抜本改革について……(発言する者あり)

ですから、五%に入つていれば委員のような御指摘は分かりますけれども、それは別にして元々

改革について党内の中で試算をしたものでも、消

費税に換算すればプラスアルファの税率アップが

必要であるという結果が出ております。そういう

ものは五%に入つていません。

そこで、年金の抜本改革について五%に入つて

いるべきだと言つておられるのです。

○姫井由美子君 そもそも最初に社会保障・税の

一体改革と言われ始めたとき、私たちももちろん

のこと、国民の皆様も、この中には年金改革であ

るとか私たちがマニフェストの中で一番に訴

えてきた後期高齢者医療制度等、つまり社会保障の維持だけでなく充実部分が随分入っていると思

われました。

しかし、実態は、維持ということであれば、つまりは社会保障が私たちの実感としては手厚くならないということで、つまりは最初から社会保障と税の一休改革というのは社会保障が隠れみのであってと言わざるを得ないんではないでしよう

○國務大臣(岡田克也君)　これは党の中でもずつと議論されてきたことですが、五%のうち一%は充実に、四%は現在の制度の安定に、そういう整理をしております。

ば被用者年金の「元化」とか、これは別に税金を使  
うわけではありませんけれども、それから二十五  
年を十年にするとか、そういった中身が入っ  
ているわけであります。子ども・子育てについて  
も、もう私がここで改めて説明する必要もないと  
思いますが、そういうことのために1%使います  
とはつきり中身は特定して議論していたはずでし  
ょ。

後期高齢者医療制度の廃止や年金の抜本改革に伴つて必要な財源というものはその五%の外のものとして党の中でもきちんと議論してきたはずでございます。

それで委員会御指揮の後其清歯名医病院制度の廃止とか年金の抜本改革については、我々もちろんこれは非常に重要な政策だというふうに考えておりまして、これから国民会議の場でもそれから三党間の協議の場でもしっかりと主張をして、そして、もちろんこれは各党協議しなければなりませんので我々の考え方が一〇〇%通るということではないかもしませんが、しっかりと我々の主張が通るように議論していくかと思います。

○姫井由美子君 私たちは、社会保障・税の一体

改革、これを各国民に理解してもらうために民主  
党からバンフレットを作っていただきましたし、  
また野田総理も当初、なぜ社会保障と税の一体改  
革かというところでは、そのバンフレットの六  
ページにもありましたように、現在は三人の現役  
世代が一人の高齢者を支えている騎馬戦型状態だ  
と、そして二〇五五年には一人の現役が一人の高  
齢者を支える肩車方式になる、これでは財源がも  
らない、寺っこなごとく言つてしまひながら、では今

回の5%アップをしたこの消費税の、この5%プラスされた一〇%の消費税で二〇五年までありますのでしようか。もしそうでないとしたら、二〇五年度は消費税は何%になつて いるのでしようか。

○國務大臣(岡田克也君) ここも党の中でも議論を何度もされて いると思いますし、この場でも議論になつておりますけれども、基本的にプライマリーバランスを黒字化する二〇三〇年という目標

赤字を半分にするというところまでしか行かないわけで、そういう意味では十分ではないと。もう少し長い目で見れば更に社会保障の関係のための予算が増えるということも当然予想されるわけで、それに対して何らかの対応が必要だということは間違ひございません。

ただ、それをどういうふうにやっていくかということについては、それは行政改革というのもあるし、経済成長に伴う税収増もある、それでも足

らざればそれは増税。増税というときに、消費税以外の所得税その他の増税ということもありますので、そういうことにつきましては、この一〇%を実現した後、次のステップとして更にまた国会の場で御議論いただくことが必要になるといふうに考えております。

大変だけれど、それでも社会保障のためだから

ということで泣く泣くこの消費税増税には私は納得させられているのではないかと思つております。

成はほとんど一割ぐらいで、ほとんどの方が消費税は反対。これは、もはやその社会保障が三党合意等によつて棚上げ、先送り、社会保障が自分たちが思つていた枠を決めてもらえない、今の政府の中では、社会保障がどれだけ充実してもらえるか、どれだけ維持できるのか、その明確な枠がないから、消費税の増税だけされるという意味での大変な不安感から、消費税に対する、仕方なく賛成していた

○衆議院議員（長妻昭君） 三党協議の当事者として一言申し上げたいと思います。  
一〇%，消費税倍増するということはこれおつしやるようにならぬことでありまして、我々意を尽くして説明しなきやいけない。ただ、一方で、私も集会でお話しすると、今回の八法案の中身がほとんど国民の皆さんに伝わっていないというふうに回ったのではないでしようか。

実は、八法案以外でもトータルで十八本の一体改革の関係法案が既に国会に提出されておりまして、例えばこの委員会の外でもう既に成立しているものは、消費税増税時に国保の保険料について低所得の方々四百万人に国保の保険料をお安くする、毎年二千二百億円使わせていただく。あるいは年金についても、今この委員会で議論している法案では、五百万人の今受給しておられる方、受給者で低年金、低所得の方に、五百万人、最大年金六万円上乗せをさせていただく。あるいは障害者

者の方々で低所得の障害者、障害年金を受け取つ

おられる方に、百八十万人に對して年間六万円から七万円を上乗せをさせていただく。あるいは二十五万人の方に、今まで会社にパート、アルバイトで勤めていても国民年金になってしまつての方に厚生年金に入っていただき。あるいは十七万人の無年金者に、二十五年から十年に納付の期限を短縮することによつて受給資格を得るといふことで、今無年金の十七万人の人が年金を受け取れるようになるとか、あるいは基礎年金の半額を

○姫井由美子君 それでは、今日の午前中の磯崎議員の質問の中で、社会保障制度改革国民会議これは五%の財源でこれからの中身を議論していくけれども、しかし、この維持、安定化の四%、ないんですが、これが国民の皆さんにほとんど具体的なことが伝わっていないというふうにどかしさもありますので、これから意を尽くして説明をしていきたいと思います。

そして充実の一%この四対一というこの書合は  
ここまででは合意はしていないという答弁がございました。  
つまりは、今せつからこれだけしていくといふ  
ことを政府としては案を上げているわけですけれども、実際は国民会議の中身によつては変わる可  
能性もある。そしてさらには、私たちが今まで百  
時間以上掛けて衆議院で議論をしてきましたけれども、三党合意でそれがほとんど、ゼロとまでは行  
きませんけれども、変わつてしまふといったよ  
うな、国民会議でまた変わつてしまふ、さらには國  
民会議の後、さらには三党協議で変わつてしまふ  
ということで、やはりどこに確約できるんでしょ  
うか。

○衆議院議員(長妻昭君) これ、ちょっと誤解が  
あるかもしぬないと思いますのは、今申し上げた  
先ほどの申し上げたことは、まさにここで今法  
案審議しておりますので、ここで成立をさせていた  
だければそれはもう変わることはありません。こ  
れは着地したということで、先ほどの国保の軽減

などは既に成立しておりますのでそれは話題にはならないということでありまして、主に国民会議では、ここにも、推進法にもありますように、将来の年金制度をどうする、あるいは医療制度をどうする、あるいは少子化対策、更にどう充実していくのか等々を議論をして法制化を目指していく

というようなことでありますて、既に出ている法案を成立した後何がそこで変えるという趣旨ではございません。

○姫井由美子君 それでは、充実、社会保障の充実のための一%、この使い道について必ず変わらないでしようか。

○衆議院議員(長妻昭君) 例えれば、ここでもある議論ございましたけれども、現在高校生千億円、プラスアルファの議論もございますけれども、ここで法律が成立をさせていただければそれが確定をする。あるいは、年金の先ほどの充実でこれ六千億円ほど使わせていただくことになりますけれども、これも確定をする。そして、医療、介護についても、これは診療報酬改定でも消費税のときにそれが費用が必要になる部分もございまして、今年四月から二十四時間型の訪問介護看護サービスというのも日本で、ヨーロッパに十年ぐらい遅れましたけれども、やっと始まりまして、そういう費用も盛り込んだ工程表というのをお示しをしておりますので、社会保障の充実というものはこれは変わりません。ただ、将来的な年金制度、医療制度等々について議論をしていくと

○姫井由美子君 それでは、引き続きお伺いしたい

いと思うんですけども、この「社会保障と税の一体改革って何? なんが必要なの?」「安心を支え合う日本へ」という、こういったパンフレットを作られました。しかし、これが政府案の一条の趣旨の中に入っていました、「支え合う社会」というものを削除されたのはなぜでしょう。

○衆議院議員(古本伸一郎君) お答えいたしま

た。

だきました。その中で、お互いに歩み寄せた、合意に至ったポイントは、社会保障は世代を超えて老若男女全てが受益者になる制度である。そのことを支えていくのは、当然に現在働いている私たちももちろんでありますけれども、現在高校生の皆さんや中学生の皆さん、あるいは赤ちゃんの世代、将来世代も含めて負担していかなければいけないのがこれ社会保障であると、そのことをお互いにどうやって実現していくかというときに、第一条の条文の中で、修正後の案でありますけれども、今回お願いしている案でありますけれども、第一條の条文の中、修正後の案でありますけれども、

だ。

この世代間及び世代内、とりわけ世代間に關して言えど、本当に将来の子供たちの世代は大変な負担増になるわけであります。そうなる前に手を打とうじゃないかというところは民自公三党までまさに合意に至ったわけでありまして、そのための財源に、大変普遍的であり、老若男女、若いも若きも全てがこれは負担をお願いしなきやならないですけれども、それだけに、極めて公平性のある消費税でその財源をお願いしようじゃないかと、このことについて相調つたわけでありまして、条例の中に入れさせていただいた。

以上でございます。

○姫井由美子君 なぜ「支え合う社会」を削除し

てまで修正に合意をして通そうとしたのですか。

○衆議院議員(古本伸一郎君) 支え合うという言葉は、そのパンフレットも、ありがとうございます。今まで修正に合意をして通そうとしたのですか。

ただいて御説明で大変苦労していただいて、矢面に立った資料でありますけれども、その支え合つてつくる、実現する社会とは何かというと、この今読み上げた「世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築する」と、このことが

目的であつたわけであつて、その支え合うとい

う言葉については、率直に申し上げますけれども、合意が相調いましたけれども、哲学、理念のこと

ろでお互いに歩み寄れないところがあつたのは事

実でございます。

そういう中で、先ほど来申し上げている、世代間の公平性をいかに実現していくかということを

待つたなしで今手を打とうじゃないかといふこと

については誠に合意できたわけでありまして、修

文をさせていただいたと、こんなことでございま

す。

○姫井由美子君 世代間の公平性と言われましたけれども、今回の消費税率アップによって、世代間どろか税の不公平性、まあ公平性が確保できていかないという現状があります。

つまりは、消費税そのものの逆進性、これに対

する対応策も先送り、そして三党合意では、当初

政府案にあつた所得税、資産税改革、これも先送

りにされました。こういった不公平感の残る改革

を、理念という、看板である「安心を支え合う日

本へ」という、その表紙の看板を下ろしてまで進

めたということにはやはり疑惑が残らざるを得ま

せん。

統きました、じゃ、なぜこのタイミングで消費

税アップを急ぐのかということをお伺いしたいと

思います。

かつて、過去、阪神・淡路大震災の二年後にも

消費税を増税をしまして、日本は景気を後退させられました。昨年は東日本大震災、今は東日本の

復興そして再生がイの一番ではないかと思いま

す。同じようなタイミングでこの消費税増税を議

論をするということはどういうことでしようか。

○国務大臣(岡田克也君) まず答弁の前に、先ほ

ど、プライマリーバランスの黒字化、二〇三〇年

と申し上げましたが、二〇年でございます。訂正

したいと思います。

それで、今回のタイミングですが、もちろん経

済に多大なマイナスの影響を及ぼしてはなりませ

ん。そういうこともありますから、最終的には総

合的判断をするということになつてはいるわけでございます。

ただ、前回の五%に引き上げたとき、あのとき

九兆円の負担増ということが議論されました。確

かに、消費税を入れることの影響があつたことも

事実です。ただ、やはり、あのときのアジア経

済危機あるいは山一証券の破綻に端を発する金融危

機、これが何といいますか、クレジットクランチ

というか貸し渋りを招いた、あるいはそういう中

で不良債権の問題が顕在化したと、そういうこと

で日本経済全体に非常に厳しい状況に入つてい

たわけで、それは消費税を引き上げたことが直接

の原因であるというふうには私は考えていないわ

けでございます。

○姫井由美子君 午前中の安住大臣が答弁の中

で、この消費税を上げる時期というものは総合的

にいろんなものを判断すると。今いらっしゃいま

せんけれども、櫻井議員のようにお医者様が総合

的な診断をするように、例えば四十キロ走れる状

態じやないと体力がある……(発言する者あり)

言つたじやないですか、体力があるとは言えまい

ので上げませんよと言われました。それ、四十キ

ロ走れる状態でなければ消費税は上げられない、

四十キロ走れる状態にならなければ無理を強いら

れないというような言い方をされました。

つまり、じゃ、この消費税が上がる二年後には

四十キロ走れる状態でないでしょうか。今、三キロも走れ

ない状態だと私は、日本のこの状態、日本の国民

思つてますけれども、いかがでしようか。

○國務大臣(安住淳君) 私が申し上げたかったの

は、お医者さんに例えたのは、全てのデータ、い

ろんなものをやつぱり総合的に勘案をしてそのと

きの健康状態というのをお医者さんだったら測る

と、これを例えばの話として持ち出しました。

ですから、私はできるだけ、まあ何キロ走れる

かというのはちょっとはみ出た話だったかもしれません

が、やはり国民の皆さんのがんの状況とい

うものを政府の種々の経済指標でよくよく慎重に

見ながら、この消費税による影響というのをできるだけやつぱり経済に及ぼさないよう、国民の皆さん的生活に及ぼさないような細心の注意を図りながら三党でやりましょうということは、実はこの十八条の附則の三項に書いてあるこの部分に込められているんですよということを申し上げたかったわけでございます。

○姫井由美子君 その附則の十八条の三項はまた議論をしたいと思っておりますけれども、やはりそのときの政権が判断すると言つてしまえば本当に誰が判断するかで全部決まってしまうということに誰が大変私は、総合的、総合的と言われますけれども、そのときの御都合でも判断できるといふことに大変私は、総合的、総合的と言われますけれども、そのときの御都合でも判断できるといふことで私は大変怖いなと思つております。

今は体力を付けるためにも景気回復、そしてデフレ脱却が第一かと思いますけれども、今回、この三党合意の中で、成長戦略や事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなどが盛り込まれました。ちょうど時を同じくして整備新幹線の新規着工が決定されましたし、また自民党的強靭な国土という、十年間で一百兆円、あるいは公明党も先ほど言われましたように防災・減災ニューディールという、いろいろ出てまいりましたけれども、これに関しまして、この整備新幹線の財源は安住大臣はどう考えていらっしゃるんでしょうか。

○國務大臣(安住淳君) 今、奥田副大臣からもありましたように、やっぱり大事なことはプライオリティーをちゃんと付けていくということと、公共事業の中でも優先度の高いものについて、やはり財源は安住大臣はどう考えていらっしゃるんでしょうか。

○國務大臣(安住淳君) お答えいたします。

六月末に新規着工三線の認可をさせていただきました。総事業費は三兆四百億円、そしてまたその財源というものは、今、ここ十年ほど公共事業関係費は七百億前後という形で推移しておりますけれども、そのことを増やすことはないという中で、貸付料そして地方負担という中で財源を組ませていただいています。ただ、堅めの見積りという形で工事、事業区間、事業期間というものが当初より大きく長くなっているということです。

これからは公共事業費ですけれども、財政制約というものは大変大きなものがありますけれども、選択と集中という中で低炭素・循環型、あるいはさきに質問にありましたように維持管理型、そして集中と選択で効果のある、そしてまた機能を発揮する、そういった公共事業を選択してまた示していきたいというふうに思つております。

○姫井由美子君 先ほども社会保障の枠組みについて、この議論をしつかりとするので、この中で決まっていくから、それは私たちにちゃんと枠を示さないわけではないと言われました。そこであれば、今の公共事業等、これは税率のアップを社会保障財源にだけ使うということを何度もおっしゃっておりますので、この公共事業等に関する財源は安住大臣はどう考えていらっしゃるんでしょうか。

○國務大臣(安住淳君) 今、奥田副大臣からもありましたように、やっぱり大事なことはプライオリティーをちゃんと付けていくということと、公共事業の中でも優先度の高いものについて、やはり財源は安住大臣はどう考えていらっしゃるんでしょうか。

新幹線につきましては、今走っている新幹線の賃貸料とか、きちっとスケームをつくって、今まで新幹線の財源スキームと予算規模、また国土強靭化法等に関連し、この財源のない中での公共事業をどのように推進していくつもりなのか、お伺いしたいと思います。

○副大臣(奥田健君) お答えいたします。

六月末に新規着工三線の認可をさせていただきました。総事業費は三兆四百億円、そしてまたその財源というものは、今、ここ十年ほど公共事業関係費は七百億前後という形で推移しておりますけれども、そのことを増やすことはないという中で、貸付料そして地方負担という中で財源を組ませていただいています。ただ、堅めの見積りという形で工事、事業区間、事業期間というものが当初より大きく長くなっているということです。

がら、国民の皆さんに納得をいただけるような公共事業を是非国交省にはやつていただきたいと思っています。

○姫井由美子君 自民党が提案しております国土強靭化基本法、そして民主党でも、新たな戦略的国土地域政策を推進する議員連盟というものがこの国土強靭化の必要性を唱えているようですが

ども、この国土強靭化、これを訴えているのが京都市大学の藤井聰教授です。

この藤井聰教授は、たしか今年の三月二十二日、参議院の予算委員会で、税制・財政についての虚

と実ということで、公述人質疑で、もはや今、今は消費税を増税しなくともいいということを訴えた方でしたけれども、その藤井教授が言う、国土強靭化を図れば消費税を増税しなくても税収が湧き社会保障に、今この時点で消費税を上げなくては国土強靭化、これを図ることによって、税収が上がり……(発言する者あり)

○委員長(高橋千秋君) 御静聴にお願いします。

○姫井由美子君 デフレ脱却をし、景気回復を行

い、そして、今この大変日本が弱っている中で消費税を増税しなくともいいんじゃないでしょうか。

○委員長(高橋千秋君) 岡田克也君、御静聴にお願いします。

○姫井由美子君 デフレ脱却をし、景気回復を行

い、そして、今この大変日本が弱っている中で消費税を増税しなくてもいいんじゃないでしょうか。

○委員長(高橋千秋君) 岡田克也君、御静聴にお願いします。

思つておりますが、多分御党の中でも公共事業はむしろ積極的にやるべしと、昨日の中村さんの議論をそういうふうに私は受け止めさせていただきました。ですから、いろんな議論はあっていいと思いませんけれども、そういったところ、もう少しお互いよく議論していきたいというふうに考えております。

○姫井由美子君 残された質問もありますので、次回に回したいと思います。

これまで質問を終わります。ありがとうございます。

○中西健治君 みんなの党の中西健治です。

昨日に引き続き、本日は、まずは被用者年金一元化についてお伺いしたいと思います。

○姫井由美子君 残された質問もありますので、次回に回したいと思います。

○中西健治君 みんなの党の中西健治です。

昨日に引き続き、本日は、まずは被用者年金一元化についてお伺いしたいと思います。

○姫井由美子君 残された質問もありますので、次回に回したいと思います。

そのことが最も公平であるというふうに整理をしています。この考え方は、いろいろな議論を経て関係者の間で調整されました平成十九年の法案と同様の整理をしています。

○中西健治君 その結果として、結局公務員の積立金、今約四十五兆円積み上がりっているわけですが、けれども、厚生年金と統合するのは半分ちょっとの二十四兆円だけ。残る二十兆円は、今おつしやられた三階部分、公務員の〇Bや現役公務員の職域加算、旧三階部分の財源に区分して共済年金側に残すことになるということでよろしいでしようか。

○国務大臣（小宮山洋子君） そういうことだと聞  
　　います。

○中西健治君 四十五兆円中二十兆円を残すといふのは、余りに大きいのではないかと私は思つわけです。あの職域加算、三階部分が入つているから、じゃ、その部分は残さなきやいけない、そういうことなんでしょう、今おつしやられたのはそういうことだと思いますが、あの旧三階部分の過去債務、幾らになるんでしょうか。

もし数字が今ないということであれば、それによれば、それによれば、その類似するような質問をするというふうに昨日は言つた

てあつたわけですか。数字がなければないで結構ですが、四十五兆円中二十兆円もの金額にはならないだろうというふうに私は思います。

というのは、三階部分、職域加算の金額というのは、二階部分、厚生年金に当たる部分、比例報酬部分の約二割ということになつてゐるわけですから、二階の約二割になるものが全体の半分近くを占めるということはあり得ないだろうというふうに思つておりますが、いかがでしようか。

○國務大臣 安住淳君 旧三階部分の処理費用の見込額は利回り四・一、これはいろいろ御議論をなさると思いますが、四・一で計算した場合で、現在の価値でいえば、私どもの計算では十八から十九兆円程度であるというふうに見込まれます。ただこの利回りが低下した場合はこれが必ずしもこの額にとどまりませんよというふうな試算をしてい

るということなんです。  
○中西健治君 その職域加算、そもそもが公費で負担されている部分を含んでいるわけですから、その部分の多くは共済側に残すではなくて、やはり共通財源として扱うべきであろうというふうに私は思いますが、小宮山大臣、いかがでしょか。  
○國務大臣(小宮山洋子君) 共済に残る積立金ですが、これは基本的に施行日以前に保険料を納付したことに伴う旧三階年金の給付に充てられるわけであります。が、この旧三階年金は今後の保険料収入は当然なくなるわけなので、過去に蓄積した積立金のみが今後の給付財源となります。  
一方、一、二倍の年金は共通財源に仕分ナウム

た積立金に加えて今後の保険料収入を財源とすることができる所以、共済に残る積立金の割合が必ず付額の割合よりも大きくなつてゐるということだと思います。

いずれにしましても、一、二階に充てる共通財政運営ですので、先ほど申し上げたように、各制度が保険料で賄うべき一、二階部分の給付額に対する何年分持つてゐるかということに着目さ

して、年数をそろえて拵し合う。そのことが公平だという整理をしたということです。

話ですと、確定しているからその部分については残すべきだと、そのような話のようですが、昨日の私の議論の中で、高所得者の年金カットについては、財産権としては、別に公費なんだからそれはみなさなくていいんだというのが大臣の所見だつたと思うんですね。それと今のおっしゃっていることは矛盾しているということになるんじまらないでしようか。カットができるかどうかといふことについてです。

○國務大臣（小宮山洋子君） そこは今回、今おっしゃった意味でいうと、違った整理をされていくことだというふうに思います。

高所得者のところについての、ここは何とかメ

う少しいろんな意味での再配分ということも含めて、そうした考え方を取り入れられないかということで、年金のところで新しくそういう考え方を政府案としては取り入れたということです。

今回の場合は、これを積み立ててきてこうやつてきたそれぞれ関係者の皆さんもおられて、先ほど申し上げたように、十九年法のときにもいろいろと苦労をして整理をされた結果そういう形になつた、今回もそういう形を踏襲をしたといううことです。

企業負担ということになつて、そういう税金と、それから昨日議論しておりましたのは、基礎年金のうちの国負担部分、もうこれについてはどのような年金制度についても、基礎年金全体についてその税金を使つていて、高所得者それから年金の多い人についてはそれが差し引けないかと、こういう議論で、同じ税金といつてもそれはちょっと意味合い違うんじゃないかとうふうに思います。

○中西健治君 これまで官僚過かされていたんだから、やはりその部分というのは踏み込んでいいんではないかという思いが一つと、あともう

つ、今後のこととして私は心配していることがあります。これは皆さん御承知だと思いますが、厚生年金と公務員の共済の年金扶養比率というのを見てみると、厚生年金が二・三九に対して、公務員共済は国も地方も一・五三となっています。これは厚生年金では受給者一人を現役二・四人で支えるのに対して、公務員共済は受給者一人を支える現役というのが一・五人しかいない、要するに高齢者の割合が公務員の方が高くなってしまっているということを意味しています。

となると、今統一するのはいいんですが、今後公務員側の給付は民間以上に急増が見込まれると

いうことになりますので、一元化時点で手厚い建  
立金を持つてこないと民間の企業に働いている人  
たちに将来的にしわ寄せが来るとということを私は  
懸念しているんですが、そこはどういうふうに教

理されているんでしようか。  
○國務大臣(安住津見君) 一元化をしましてどういうふうな推移をたどるかということについての推計を正式にしたわけではありませんけれども、公務員の方の負担が増えて、それが結果的に民間会社の加入者に対しても寄せが行くんじやないかということを御質問だと思いますけれども我々としては、とにかくこの公務員の一元化をすることによって、この保険料をきちっと払つてもらうことによつて、運用そのものを一元化して、

りますから、そういうふうな懸念にならないようにしておきたいと思います。我々としては心掛けていきたいと思います。

しかし、一方で、先ほどのその二十兆の、だかね、それから、これは寄せるという御意見をもしませんけれども、やはりこれについては、先ほど副総理が詳しく述べたように、あらかじめ制度としてやっぱり三段階部分を使用する国がということで維持していく背景もありますので、過去債務をどうするかと併せていう問題も一面あつたものですから、こういう考え方をこの年限でやらせていただいたというこことでござります。

○中西健治君 今年の年金扶養比率の問題というのには非常に大きな問題だと思います。厳然たる事実ですが、しわ寄せが来る可能性はかなり高いと言わざるを得ないということを指摘させていただきます。

岡田副総理にお聞きします。  
政府の有識者会議がまとめた報告書では、従来の職域加算の部分は廃止するとして、名前を変えた新制度を創設するということですが、その走向性で政府は検討しているんでしょうか。  
○國務大臣(岡田克也君) これは有識者会議で御議論をいただきまして、おっしゃるような結論をいただきました。我々としてはその有識者会議の結果

結論を最大限尊重したいというふうに考えております。私もこの会議は、これ七回か八回やつたと思いますが、ほとんど全て参加をして、活発に議論してまいりました。

を終身年金にするというふうにされていますけれども、これだと民間とは、終身年金ですからどういう金額に最終的ななるか分からぬということになります。

ことになつています。GPI-Fがまとめて行うということではないということになつておりますが、こんなこといいのかということについてお伺いしたいと思います。

○中西健治君 共済やGPIFなどに間接的にで  
すけれども、将来的にそれを更にもう一段進め  
るということは、私は検討課題であるというふう  
に思います。

ちよつと誤解があるかと思うのは、新しいそういう  
いった年金制度をつくるということですが、トーナ  
タルの税金投入額は官民で均衡させているといふ  
ことです。最近人事院が行つた調査で四百万差額  
があるということが判明をいたしました。民間の  
退職金と年金の合計額が二千五百四十七万に対し

三階部分を持つてゐる民間の企業はまず四割しかない。そのうちの四割未満のところしか終身年金はないんですね。そうすると、民間企業の全体の二割にも満たないところが終身年金を取つているということですが、この終身年金ということを方向性としてしまうのであれば、例えば資金運用

○国務大臣（岡田克也君） 今回のこの一元化法案では、共済組合あるいは私学事業団を厚生年金保険法上の実施機関として位置付け、引き続き事務組織として活用することにしております。積立金の管理運用についても、保険料の徴収から年金給付に至る年金事務の一部であるということから、

も聞いてみると、共通給付の部分と独自給付の部分があつて、独自給付の部分があるからなかなか運用は一緒にできないんですよみたいな言い訳をしますけれども、多分それは当てはまらないだろうというふうに私は思っていますので是非ともこの運用については一元化すべきである

て公務員は二千九百五十万ある、四百万の差がある。これは是正するということもその有識者會議で併せて決めたところであります。

それから、将来的に常にこの官民比較はやつてまいります。そういう中で、差がないようにする

や支給期間の予測が外れた場合には国が追加拠出をしなければならないという結果に陥るということになりますので、終身年金部分はおかしいんではないかと私は思います。

各実施機関を管理運用主体として活用していると  
いうこととござります。

ということを前向きに考えていただきたいと思ひます。まず、それに当たつて、地方公務員共済組合連合会等の今の実情についてちよつと聞いておきたいんですが、地方公務員共済組合連合会のお願いは、何名いるんでしようか。川端大臣

ということが大前提で、じゃ、その同じだけの税金を入れる、民に合わせて入れるということにしてたときに、それを退職一時金で払うのか、あるいは年金のような形で払うのか、退職年金給付という形で払うのかというのは、これは組合せの問題

本的には平均寿命を生きるということを前提に計算をいたしますので、計算をきちんとやれば差は出ないはずなんですね、理論上は。いかにそれを保守的な、より着実な計算をするかということだと思います。

の課題として考えるべき問題ではないかというふうに思っております。  
○中西健治君 将来の課題というよりも今の課題として考えた方がいいんじゃないかなと思いま  
す。

○國務大臣(川端達夫君) 地方公務員共済組合連合会、いわゆる地共連の役職員構成は、役員として理事長の外理事八名、これは常勤二名、うち担当理事一名、監事、さらかんですね、監事事務官です。

であつて、トータルの税投入額は同じと、そういう前提で議論しているということを御理解いただきたいたいと思います。

そもそも、今回の新たな年金制度についての運用については、国債利回りということで基本的に計算をするというかなり保守的な、かなりというか非常に保守的な前提を置いておりますので、御指摘のようなことは基本的にはござらないといったふう

A.I.J問題でも明らかになつたように、年金運用、これは大変大きな問題です。年金運用の質を高めるということが大変重要だということは皆さ  
ん思つていらつしやることだと思います。そんなん  
中で、政府も与党も、GPIFについて重用の質問

三名で、常勤は一名であります。事務局職員は五十一名、うち運用担当職員は十三名でござります。

なつてゐる、同じような制度にしようと、そういうふうになつてゐるんじゃないでしょうか。

○國務大臣(岡田克也君) もちろん三階建てを持つてゐる企業もございますが、持っていない企業もございます。官民比較をしたのは、労業員五

ふうに考えております。

を高めてくれ、こんなことを言つてはいるところなわけですから、この本家本元のGPIFに全部集めて運用の質を高める、運用主体を統一する、そうすることをなぜ今やろうとしないのか、それ非常に理解に苦しむんですが、それはどうしてなん

が元総務省の消防庁長官、そして総務省、文部省警察庁や地方公務員出身者が全てでということになつてゐるわけですが、資金運用のノウハウが、GPIFよりも今まで良かつたのかもしませんが、資金運用のノウハウがあるとは到底思えないのであります。

十人以上の企業ということで官民比較をしておりまして、その中にはそういう三階建てを持つているものも持っていないものもあると。持っていないところはそれは退職金だけということになるわナで、それも含めて官民比較をしているという

ると、一番利回りが良かったのは債券に投資したということですから、当然そういう利回りを使うべきであろうというふうに思います。

○国務大臣(岡田克也君) 一つは、このGPIFの実績よりも共済の実績の方がいいということはあるんですね。もちろん、最終的にはこれを一元化、計算上は一元化されますから、そういう辺でどうやうか。

○國務大臣(川端達夫君)　運用担当職員十三名といふことは、こんな体制で十六兆円ものお金運用させていたいというのは、これはどう思われますか。

○中西健治君 先ほど年金と退職金の組合せの問題だということをおおしゃられましたけれども、今回の有識者会議の提言では、上乗せ部分の半分

積立金が厚生年金に移された後も積立金の運用は共通財源の部分も含めて従来どおり別々のままで、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員組合が独自に運用を続けるという

とは直接、給付には関係してこない、同じ給付ですから関係してこないわけですけれども、先ほど言いましたように、ほかの業務もございます。そういうこともあって組織を残しているということ

、証券アナリスト資格、経済、金融に関する専門的な知識、経験及び優れた見識を有する者等を主とする。この条件を提示して、希望者を募集して選考することによりまして実務経験者を確保するという

ことと同時に、プロパー職員を日本証券アナリスト協会等の講座に参加させて証券アナリスト資格を取得させるなどして専門職員の養成を行つています。

○中西健治君 では、安住大臣、国家公務員共済組合連合会、こちらの職員はどのようになっていますか。

○国務大臣(安住淳君) 役員として理事長外理事十名、常勤六人、監事三名、そのうち常勤二名です。職員は三百一十七人で、年金の支給事務、年金運用、年金資金の運用、そして病院の運営といった、これは虎の門病院でございますが、ほか、病院が全国にあります。それから、年金受給者向けの福祉事業等を行つております。

今総務大臣からもお話をありました、年金資金の運用に関しては、証券実務経験者や証券アナリスト資格を有する者を含め、十二名の体制で運用に当たっております。

○中西健治君 本部職員の数が、今おっしゃられたように三百名強ということのようですが、これは運用の問題とちょっと離れますけれども、この国家公務員共済組合連合会は、施設の職員合わせますと一万一千人以上職員を雇用しているということですが、この施設というのが、直営病院が二十五件、そして宿泊施設、ホテルが四十三件ということがあります。そこで、これはいかがなんでしょうか。

○国務大臣(安住淳君) 共済組合事業の一環として福利厚生をどういうふうにしていくかというの過去の様々な経緯、経過があつたと思います。代表例が本当に虎の門病院等なわけです。ホテルについて、本当に適正かどうかということはあると思いますから、それは、今後この運用の中でも、公務員共済に加盟をしておられる組合員の皆様を中心、やっぱり改革をするんだつたら改革をする、今まで十分やっていける、そうしたことを、単に利益性だけでなく、やっぱり加入者

の福利厚生等を踏まえて私は検討すればいいといふうに思つております。

○中西健治君 病院に関して言うとかなり公益性もあるかなというふうに思いますが、このホテル事業というものをやり続けるべきなのかどうかということについては、財務省所管のところでもありますから、是非とも検討していただきたいといふうに思つております。

○中西健治君 うふうに思つたことですので伺いたいと言つたことですが、昨日お聞きする復興予算を上方修正する検討に入ったということのようですが、一年度中に手当てした復興予算の六割しか支出されず、五兆円の繰越しと一兆円の使い残しが生じている中で、なぜ早くも上積みなんでしょうか。

○国務大臣(安住淳君) 復旧復興の事業規模については、二十三年の補正時点で十四兆円台半ばで、二十四年度予算で三兆円台半ばで、これまで十八兆円程度、御指摘のとおりでございます。

そこで、これまだ繰越しがあつて予算が執行できていない部分があるじゃないかという御指摘でございまして、それはごもっともであります。

ただ、理由もございます。全部擧げるわけにはいきませんが、私自身皮膚感覚で分かっているつもりですが、例えば学校の耐震化や防災機能強化として予算を付けましたけれども、これを執行す

るやはり業者さんの数が足りなかつたり、それから、やっぱり用地の取得に関して高台移転等について予算は付けておりますけれども、自治体でなかなかこれの意見の取りまとめ、本来もつと早くいう声は十分ありますけれども、丁寧にやつていらっしゃる自治体多うございますから、そういうことからいえば、多少これが繰り越してもやむを得ません。これは私は無駄だとは全く思つていませんので、また来年も含めて十分利活用していただければいいと思います。

そこで、「兆円、それならなぜ、まだあるのに先の」ということですが、やはりこれは福島も含め

て、この先の見通しというものがしっかりと立たないと、復旧はいいんですが、復興に関して、それの自治体が今、再度、何といいますか、クリエーティブなことをやろうという意識も持つておられます。一々、実はそういうことを何かやりたいんだけれどもといふと、必ずお金の話が伴つりますから、是非とも検討していただきたいといふうに思つております。

そういうことがあるので、今復興庁では具体的にそれぞれの自治体に相談をさせていただいて、それを積み上げて積算をした上で、新たにどれくらいの財源が必要かということに対しても、多分、額が大体決まりました場合は、我々の方としては、財務省としては、この復旧に、復旧復興の予算とのようですが、この復旧に、復旧復興の予算とどうしたものの対応についてもう一度スキームをつくることは検討しなければならないということ相談に来るわけですね。

そういうことがあるので、今復興庁では具体的にそれと並んで、これまでこの復興財源を確保するという法案のときにもやり取りさせていただきましたけれども、復興にかかるものとして計上された費用を他の費用に付け替えるということはあつてはならないはずですが、その点確認しておきたいと思います。

○中西健治君 有効な使い道というのはいいんですけど、一般的財源化しかねないと、こういう懸念もあるわ

けです。

○中西健治君 ただ、理由もございます。復興債の追加発行をするということになるのか、お伺いした

ところです。これはあくまでも確認ということです。

○中西健治君 では、復興予算を上方修正するとしたら、じや、その財源は何に求めるのでしょうか。復興債の追加発行をするということになるのか、お伺いした

ところです。

○国務大臣(安住淳君) もちろん、私が申し上げているのは復興を基本にしております。ですから、何が一般財源としてほかに使うということは、現時点で私考えておりません。

○中西健治君 これはあくまでも確認ということです。

○国務大臣(安住淳君) どちらも、自衛隊の糧食費も実は多めに付けたものです。

○中西健治君 が、自衛隊の糧食費も実は多めに付けたものです。

○中西健治君 が、自衛隊の糧食費も実は多めに付けたものです。

災害の中で多少の額はやむを得なかつたので、今後、この利用については、委員の御指摘もありませんが、様々な検討を加えながら、国民の皆さんのお金ですから有効な形でこれは使わせていただかと思つています。

○中西健治君 有効な使い道としては増税ではなく、これまでの利用については、委員の御指摘もありませんが、過日成立をしました例えば郵政の法案によりますと、今、政府保有株の三分の二は一応売却が可能になります。しかし、そうしたものがどれぐらいの額で本当に市場の中でも売却できるか等は本当にまだ推計できませんから、まだまだそういう点では何か確定した額を

持つておけるわけではありませんが、新たな税負担や何かではなくて、できれば、今一例を挙げさせたいだきましたが、そうしたものなどを念頭に対応するのが私は基本であるというふうに思いました。

そういうこともありますから、あの未曾有の大



○田村智子君 今のお答弁は運用の問題なんですよ。それは指導監査で正せばいいんです。この法案は社会保障の制度を変えるという法案なんですよ。おかしいですよ。

高齢者の人口が増えれば年金受給者は当然増えますし、体の機能は年齢を重ねれば衰えざるを得ない、介護や医療を必要とする人増えると、これは自然の摂理に沿つたものなんです。この自然の摂理を無視して、過剰だと決め付けて制度を無理やりに抑制する、無理やりに社会保障費の伸びを抑制すると。これやっぱ、やっぱり小泉政権とのきの社会保障費抑制路線、これが再来だと言わざるを得ないというふうに思います。

具体的にお聞きします、医療制度について。

これは私、本会議の中で、日本医師会が国民皆保険がこの法案によつて危うくなるんじゃないかという懸念を示している、その懸念を具体的に示しました。国民皆保険とは、公的な医療給付範囲を将来にわたつて維持すること、混合診療を全面解禁しないこと、株式会社を医療機関経営に参入させないこと、こうやって意見表明をして法案に懸念を示された。本会議の中の答弁では、この医師会の懸念についての答弁はありませんでした。

第六条の中に、国民皆保険、原則として全ての国民が加入する仕組みを維持する、それで必要な改革を行つ、だから国民皆保険守られていくという御答弁だったと思うんですね。

しかし、同時に第六条を見てみると、保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等を図る

と、これも明記してあるんです。これは、医療保険の給付対象に現在なつてゐる診療や薬の一部を保険給付から外して全額自己負担にする、そなれば混合診療に大きく門戸を開くと、こういうことになると思うんですが、いかがでしょうか。

○衆議院議員(長妻昭君)

これは、社会保障は本当冷静な議論が必要だと思うんですね。今おつしやつていただいたように、皆保険制度を否定するということは、これは全くございません。今言及をいたいたように、ここにも明言しているの

は、全ての国民が加入する仕組みを維持するといふことは明言をしております。その一方で、この法案の運用の中にも過剰なものがある、レセプトを電子化することによって過剰医療を抑制をするなどの取組もしなきやいけないと。

今おつしやつていただいた部分については、混合診療を拡大するんではないのか、あるいは、いろいろな今保険適用の部分を除外するんではないかというような御心配もあるかもしれませんけれども、我々はそういうことを考えているわけではございませんで、例えば、今も高度先進医療等々で現実的には保険と併用して実際に実費をお支払いたいなど、そういう制度もございますの

で、それについては不斷の見直しをしていくと、こういう趣旨も盛り込まれていると思つております。○田村智子君 これは自民党の発議者にもお聞きをしたいと思います。

今のお話だつたら、高度医療、これを、今保険適用になつてないのを広げると。じゃ、範囲の適正化というのは範囲を広げるという意味で使われているということなんですか。

○衆議院議員(鴨下一郎君)

今、長妻議員からの

お話をとほほ同じ意見でございます。

ただ、範囲を広げるかあるいは狭めるかというようなことも含めて適切に判断すると、こういう

ようなことでござりますので、例えば患者さんの

お話をとほほ同じ意見でございます。

ただ、範囲を広げるかあるいは狭めるかといふ

ようなことも含めて適切に判断すると、こういう

ようなことでござりますので、例えば患者さんの

お話をとほほ同じ意見でございます。

○衆議院議員(鴨下一郎君)

今も現に、例えば長

くとか、こういうようなことは不斷にやつてきてゐるわけありますから、先生おつしやるようには、有識者の皆さんですから、その中で有識者

制度の運用の中にも過剰なものがある、レセプトを電子化することによって過剰医療を抑制をする無制限に財源があれば幾らでもいろいろな工夫はできますけれども、限られた財源の中で、なおかげでございませんで、例えは、今も高度先進医療等々を検討するということは国民党ではやらないわ

けでございます。

○田村智子君 では、もう一度確認をいたしました。混合診療が本当に広がっていく、日本医師会が危惧しているのも、全面解禁に向かうではないだろかと大変懸念をしています。こういう方向を検討するということは国民党ではやらないと、混合診療についての検討は行わないと、これはお約束できるんですか。

○衆議院議員(鴨下一郎君)

国民党の中でどう

いう議論が行われるかというのは、これは有識者ないしはそこに所属する方がそれぞれの御意見をお話しになるんだと思います。

ただ、今の我々の認識としては、先ほど長妻さ

んがおつしやつたように、例えば評価療養とか、

それから高度先進のような選定療養も含めた、こ

ういうようなものは併用していっているわけであ

りますから、こういうことも選択肢の中には入っ

ているけれども、単に医師会が反対しているよう

な混合診療を広げようと、こういうようなことの

考えは現在のところ全くございません。

○田村智子君 これは是非岡田副総理にも確認を

したいんですけども、国民会議というのは、こ

れは内閣総理大臣の下に置かれます。しかも、三

党合意が前提になつてゐるんですね。だから、混

合診療については検討はしないと、国民会議の中

で。いかがですか。

○国務大臣(岡田克也君)

混合診療に対するの基

本的考え方方は、今まで政府の取つてゐる考え方ど

うな中での最も適切な医療を持続可能なものに

していくと、こういうようななことの趣旨でござい

ますので、ただ削るとか、無駄はどんどん、まあやつているとかと、こういうようなことはないわ

けでございます。

○田村智子君 三党に、それでは公明党の発議者の方にもお聞きをしたいんですけども、三党合

意が前提で国民会議だと。その国民会議の中に自民党の議員も、三党の議員が恐らく入るというこ

とで、それについてもお聞きをしたいと。混合

診療については問題提起しないと、絶対に議論しないと、そういうお考えでよろしいですか。

○衆議院議員(西博義君)

お答え申し上げます。

三党合意の結果どうなるかということについて

は、それぞの三党のお考えがありますから、そ

こは保証することはできませんから、私は思います。

我々、既にそれぞの党の間で合意をしたわけ

はできませんから、そこは確認は私の立場として

はできないと思います。

ただ、私個人でいえば、混合診療というこ

とに、私は議論はしないという、私の個人の考え

す。

ただ、国民党で選ばれた委員の皆さん、この中には、有識者の皆さんですから、その中で有識者

の皆さんがどういう議論を展開するかということまでを完全に縛ることは難しいといふうに思つております。

○田村智子君 三党に、それでは公明党の発議者の方にもお聞きをしたいと。混合診療については問題提起しないと、絶対に議論しないと、そういうお考えでよろしいですか。

○衆議院議員(西博義君)

お答え申し上げます。

三党合意の結果どうなるかということについて

は、それぞの三党のお考えがありますから、そ

こは保証することはできませんから、私は思います。

我々、既にそれぞの党の間で合意をしたわけ

はできませんから、そこは確認は私の立場として

はできないと思います。

ただ、私個人でいえば、混合診療というこ

とに、私は議論はしないという、私の個人の考え

方でございます。

○田村智子君 大変慎重な言い方だつたですか

けれども、なぜこんなに私が混合診療にこだわるか

といいますと、やはりかつても自然増を抑えると

いうことを小泉政権下でやつて、そのときに経済

財政諮問会議の中でどんな議論がやられたか。

例えば、吉川洋議員、東大教授ですね、抑制す

べきは公的医療費と発言をして、生活習慣病対策

や風邪などの比較的軽度な治療について保険給付

の範囲や割合を縮減して窓口負担を引き上げると

いうことが具体的に提案をされました。また、有

名ですね、宮内彌彦規制改革・民間開放推進会議

議長、月刊誌の取材に答えて、国民がもっと様々

な医療を受けたければ、健康保険はここまでです

よ、あとは自分でお支払ください、そういう形

だ。金持ち優遇だと批判されますが、金持ちで

なくとも、高度医療を受けたければ、家を売つて

でも受けるという選択をする人もいるでしょうと、こういうふうに露骨に述べていたんです。

冒頭、私言いました、適正化というのは抑制するという意味ですね。保険給付の範囲の適正化ということになれば、これは一体何を意味しているのかと。こういう議論がまた国民会議の中で行われることになるんじゃないのか。

もう一度発議者にお聞きします。そうならないと言いかれますか。

○委員長(高橋千秋君) 長妻昭君、簡潔にお願いします。

○衆議院議員(長妻昭君) 今、同じ名前なんですね、国民会議という自民党政権のときの吉川座長の会のお話がございましたけれども、その会と全く同じことをやるつもりはもちろんございませんで、これは我が党も入った上での議論で、我が党が今与党でございますので、責任を持った議論をいたします。

○田村智子君 医療費の抑制という、この方向が明確に打ち出された法案です。自然増も抑え込むということが今の答弁の中でも分かりました。医療費が増えるというのは、医療技術の進歩と長生きができる社会になつたというあかしです。それを支えるために、私たちも高額所得者や大企業により税負担を求めるということや……

○委員長(高橋千秋君) おまとめください。

○田村智子君 歳出の抜本改革の見直しを提案しています。

○委員長(高橋千秋君) 時間が参つております。おまとめください。

○田村智子君 そこに対しても減税、こんな恩恵続ける一方で国民だけは負担を求めるなんというやり方は絶対認められない、このことを申し上げて、質問を終ります。

○福島みづほ君 社民党的福島みづほです。午前中に安住財務大臣が、消費税を払うときに、おじいちゃん、おばあちゃんの年金になるというおまとめください。

ことをかみしめて払つてもらうことが大事だとおっしゃいました。では、なぜ法人税、所得税の最高税率、あるいは贈与税、そして証券税制、住民税、事業税払うときも、これはおじいちゃん、おばあちゃんの年金になるんだ、法人税とかでもなるんだ、かみしめて払つてもらつたらいいじゃないですか。

今回、何が問題か。税の抜本改革といながら、相続税も上げない、最高税率を引き上げることもやめる。消費税増税だけ残つたんですよ。「樅ノ木は残つた」じゃない、消費税増税だけ突出して残つたんですよ。だから、何で消費税だけかみしまで払わなくちゃいけないんですか。

○国務大臣(安住淳君) 「樅ノ木は残つた」は私の地元なものでございますから例えてお話しになります。教育委員会がまずは一義的に、学校と教育行かれております。

当然ながら、最初の兆候を見逃さないようにする、いじめをなくす、根絶するというか再発を起させない、そのため最大限努力しなくてはならぬともう痛切に我々も感じております。各関係機関と連携して全力で取り組みたいと思っております。教育委員会がまずは一義的に、学校と教育委員会というのはまず子供の一番近いところにあります。

○福島みづほ君 今回、消費税増税だけ残つたわけです。突出して残つたわけです。それから、目的的税とおっしゃいますが、お金に色は付いていません。ですから、これはどっち、こっち、それは物の言い方だけであって、結局、重要なことは、消費税増税だけ残つたんだというふうに思っています。

○福島みづほ君 では、次の質問に参ります。子供のいじめの対策について、この間、文科省に質問いたしました。今回の件は学校の先生も教育委員会も警察も機能しなかつた、残念ながら止めることができなかつたということだと思います。大人はやっぱりこれにたじろいで、思ひます。大人はやつぱりこれが原因で、やらないけれども、何をやるのか、やらなければなりません。警察との連携、教育委員会というのもしておるところでありますので、最大限努力をしたいと思つております。

○福島みづほ君 今の答弁を聞いても構えが見えないんですよ。警察との連携、教育委員会というのはもうさんざん言わることで、それが機能しなかつたわけだから、文科省が身を乗り出して助言をする、第三者委員会をつくる、二十四時間いじめダイヤルはもちろんあるけれども機能しないであります。文科省が次に向かって足踏み出さなければ子供たち救えないじゃないですか。そういう答弁がないからなんですよ。

○副大臣(高井美穂君) もちろん、当然このいじめの自殺というのはあつてはなりませんので、構えとして一生懸命やっているつもりですが、それが十分に見えないという御指摘がありました。我々としても、早速、今現場に文科省の職員約三人派遣しまして、一人戻つてきました。報告も受けました。本日は奥村副大臣も関係の方に会いに行かれております。

○副大臣(高井美穂君) 我々としても、有識者会議の意見に基づいて、提言に基づいてしっかりと各市町村教委、現場にも言つておるところであります。委員指摘の第三者委員会というのは、つまりこうした自殺事件が起こる前にしっかりと子供に取り組めということだと思いますし、オンラインマン制度等の、子供にまず一義的に客観的に対応ができるような人をしっかりと備えてやってくれという意味でもあります。その点も踏まえて、しっかりとやりたいというふうに思つております。

○副大臣(高井美穂君) 第三者機関というふうに一律に設けるというよりも、例えば川西市、多治見市などでオンラインマン制度というのがございまして、これはこれまでしつかり機能しながら、子供の意見を聞き、また検証して、やるべきことをやりたいと思つますが、まず直には、二十四時間ダイヤル、子供のいじめ相談ダイヤルというものがございますが、この運用やその受けた中身についてもしっかりと取り組めているかどうか検証した上で、最大限取り組むということを早速大臣から指示もしております。それに加えて、平野大臣から十七日の火曜日に松原国家公安委員長に対しても、再発防止に向けて警察との連携、いろんなことをしっかりと警察と教育委員会、また学校現場といろんな連携しながら取り組んではおりますけれども、これ以上に何とか情報収集や交換や防止のための対応ができるなと思います。大人はやつぱりこれにたじろいで、話をせるところがあると、そういうことからも最大限の対応をしたいですし、スクールカウンセラーや養護教諭であつたり、いろんな子供に対する耳を傾ける窓口というものをできるだけ多く設けていくということを努力をしていきたいと思つます。

○福島みづほ君 多治見市と川西市の取組の御紹介がありました。是非これで第三者委員会をつくる契機にしていただきたいというふうに思います。

○国務大臣(小宮山洋子君) 認定こども園、保育所、幼稚園の設置、これは新規建設だけでなくて

賃借も含めいろいろな方法が考えられると思います。

新しい制度では、それぞれの施設の施設基準に基づく整備費用と減価償却費の全国的な状況を勘案して、その一定割合に相当する額を組み込む形で給付費、委託費を設定しまして、長期にわたって平準化した形で施設整備を支援していくことにしています。

加えて、保育所や幼保連携型認定ことも園については当面緊急に対応する必要があるので、増加する保育需要に対応するための施設の新築や増改築、施設の耐震化などに対して、改正案では、児童福祉法の中に交付金による別途の支援について規定をして、市町村が計画する保育所や認定こども園の整備を国が支援することとしています。また、幼稚園については、引き続き現在の補助制度により施設の耐震化等に対応することにしていま

す。

こうした組合せによりまして、市町村が地域の学校教育、保育の需要に確実にこたえることが可能になるように支援をしていきたいと考えています。

○福島みずほ君 是非、現行以上になるようによろしくお願ひします。

ところで、地域が子供を育てる中心になるのであれば、市町村に子ども・子育て会議の設置を義務付けることが必要ではないか。フランスなどでも、子ども基金というのをどう使うか、国レベル、自治体レベルであって、そこに様々なステークホールダーが入りながらお金の使い道をチェックすることをやっています。これ、自治体がこれから主眼になるわけですから、是非子ども・子育て会議の設置を義務付けていただきたい。今回義務付けられなかつた、自治体が嫌がっているという話もありますが、是非これは義務付けの方針でやつていただきたい。いかがでしょうか。

○國務大臣(小宮山洋子君)

御承知のように、政

府提出の法案では、特に小規模な市町村の事情に配慮をして、地域版子ども・子育て会議の設置は、

法律で置くことができるという規定にしていたん

です。ですが、地域の子育てニーズを施策に反映させる

ため、市町村計画の策定ですかこども園等の指定などに際して関係当事者の意見を聞くことを法案として、その一定割合に相当する額を組み込む形で給付費、委託費を設定しまして、長期にわたって平準化した形で施設整備を支援していくことにしています。

加えて、保育所や幼保連携型認定ことも園については当面緊急に対応する必要があるので、増加する保育需要に対応するための施設の新築や増改築、施設の耐震化などに対して、改正案では、児童福祉法の中に交付金による別途の支援について規定をして、市町村が計画する保育所や認定こども園の整備を国が支援することとしています。また、幼稚園については、引き続き現在の補助制度により施設の耐震化等に対応することにしていま

す。

こうした組合せによりまして、市町村が地域の学校教育、保育の需要に確実にこたえることが可能になるように支援をしていきたいと考えています。

○福島みずほ君 是非これはもう積極的にやっていただきたい。地域によって子供を取り巻く環境や課題が違うので、これはやはりほとんど義務付

けのような方向でしっかりとやつていただきたいと

思います。

この法案の二条の二項ですが、子育て支援の内

容及び水準は良質なものを提供するとしながら、

何を良質とするかの基準が全くありません。良質

の基準は何でしようか。

○國務大臣(小宮山洋子君)

衆議院の方でもいろ

いろ御議論がありましたが、それは、今ま

で幼稚園とか保育所で行われていたことと同じ

やうな形でいろいろ補償、賠償などについて取

り組むということになると思います。これは、そ

ういう幼児期の子供たちの施設での事故というの

はあってはならないものですから、そうしたこと

に対する対応としてどういうふうに対応していくかといふこ

ともまた皆様方からも御意見を伺いながら取り組んでいきたいというふうに思っています。

○福島みずほ君 もしこの法律が通れば、政省令

などができて、どういうことを報告とするか、ど

うするかという作業に入ります。そのときには非

保育園における事故などをきつちり入れていただ

きたいということを強く要望いたします。

大臣がうんうんとうなづいていらっしゃるの

で、それでおろしいでしようか。お願いします。

○國務大臣(小宮山洋子君)

是非皆さんの御意見

も入れて検討していきたいというふうに思ってい

ますので、三党で合意をいたしましたが、是非御

党にも賛成をしていただきて、共に知恵を出して

いただければと思つてます。

○福島みずほ君 認定こども園、幼稚園、保育

認可基準などによりまして必要な質を確保するこ

とにしたいと思つてます。

今回の改革で、子ども・子育て支援の充実強化、

七千億に加えて一兆円超えまでということを三党

で合意をしていただいていますので、更に質の向

上に努めていくよう財源の確保にも努めたいと

思つてます。

○福島みずほ君 この最低基準があつた基準を、

この条文上の良質を確保する基準にまで相当程度

引き上げることを是非やつていくべきだというふ

うに思つてます。

ところで、保育園における事故の問題について

厚生労働委員会でも質問しました。この点につい

てきつと検証する、あるいは報告を受ける、こ

のことを義務付けるなどすべきではないか、いか

がでしょうか。

○國務大臣(小宮山洋子君) 衆議院の方でもいろ

いろ御議論がありましたけれども、それは、今ま

で幼稚園とか保育所で行われていたことと同じ

やうな形でいろいろ補償、賠償などについて取

り組むということになると思います。これは、そ

ういう幼児期の子供たちの施設での事故というの

はあってはならないものですから、そうしたこと

に対する対応としてどういうふうに対応していくかといふこ

ともまた皆様方からも御意見を伺いながら取り組んでいきたいというふうに思つてます。

○福島みずほ君 もしこの法律が通れば、政省令

などができて、どういうことを報告とするか、ど

うするかという作業に入ります。そのときには非

保育園における事故などをきつちり入れていただ

きたいということを強く要望いたします。

大臣がうんうんとうなづいていらっしゃるの

で、それでおろしいでしようか。お願いします。

○國務大臣(小宮山洋子君)

是非皆さんの御意見

も入れて検討していきたいというふうに思つて

ますので、三党で合意をいたしましたが、是非御

党にも賛成をしていただきて、共に知恵を出して

いただければと思つてます。

○福島みずほ君 さつきの例を挙げましたが、い

かに中立的な立場できつと実際チェックをして

いるのかということが今後極めて重要です。です

から、そのことがしつかりなされるように、基本

的には第三機関の設置など、あるいは国がどう

いう関与をするかという点についてしつかりこれ

はやるべきだと思います。

次に、障害のある子供、現状では、障害を持つ子供を受け入れる園と受け入れない園が実際あります。施行後は全ての園で障害を持つ子供を受け入れることが義務付けられるんでしょうか。インクルーシブ教育が障害者差別禁止法案の中で議論をされておりますけれども、是非、障害が理由で受け入れを拒否されることがないという理解でよろしいでしょうか。

○国務大臣(小畠山洋子君) 新しい制度では、市町村は、障害児を含めて地域の学校教育、保育の需要の見込み量ですかと提供体制の確保の内容などを市町村子ども・子育て支援事業計画に明記をして確保を図っていくことになります。そういう体制を確保した上で、市町村は、個々の障害児の状況などに応じまして施設へのあっせんや要請を行い、受け入れ可能な施設に入所できるよう現在の制度と同様に調整をすることになります。

義務付けられるのかということですけれども、応諾義務は、現在の制度では児童福祉法第四十六条の二に規定されていまして、新しい制度では児童福祉法四十六条の二と子ども・子育て支援法の第三十三条、四十五条に規定されますが、どちらも正当な理由がない限りこれを拒んではならないとされまして、両者の規定ぶりはほとんど同じだというふうに思います。

○福島みづほ君 是非、一番、まさに地域の……

○委員長(高橋千秋君) 時間が参つております。

○福島みづほ君 はい。  
地域で子供が育つていてけるように、この拒否ということが起きないよう、是非厚生労働省としてよろしくお願ひします。

質問を終わります。

○委員長(高橋千秋君) 八案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後三時六分散会





平成二十四年八月二十四日印刷

平成二十四年八月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P